

議 事 日 程 (第 3 号)

平成28年12月9日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)
- 議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 10名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
6番	赤塚	英一君	7番	阿部	満吉君
8番	佐藤	智則君	9番	高橋	冠治君
10番	土門	治明君	11番	斎藤	弥志夫君

欠席委員 1名

5番 土門 勝子 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	池 田 与 四 也 君	企 画 課 長	堀 修 君
産 業 課 長	佐 藤 廉 造 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	佐 藤 啓 之 君	町 民 課 長	中 川 三 彦 君
会 計 管 理 者	高 橋 晃 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君

☆

出席した事務局職員

局 長 富 樫 博 樹 議 事 係 長 鳥 海 広 行 書 記 高 橋 和 則

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（松永裕美君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開催いたします。

（午前10時）

委員長（松永裕美君） 12月7日の本会議におきまして、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、5番、土門勝子委員が所用のため欠席、そのほか全員出席しております。

なお、説明員としては、佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、伊藤新一委員長職務代理者が出席、そのほか全員出席しておりますので、報告します。

定例会から本特別委員会に審査付託された事件は、議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）、議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

では、補正予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） おはようございます。私からは、農業関係につきましてお尋ねいたします。

一般会計の補正予算書の13ページ中ほどです。6款1項3目農業振興費のうち経営体育成支援事業補助金、担い手確保・経営強化支援事業補助金、中山間地域水田農業活性化事業補助金、このようにある程度まとまった金額の項目が出ております。ただ、これに関しては三角がついているというものもありまして、非常に動きというのが特殊な独特の動きをしているかと思えます。一方で、この字面を見ただけでは中身がいまいちわかりづらい。想像できるものもありますけれども、似たような感じもするというので、まず最初にこの制度の概要につきまして、その違いがわかるように3つの制度ご説明をお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

3つの事業について、まず制度非常にわかりづらいということがありますので、ご説明申し上げたいと思います。まず初めに、経営体育成支援事業費補助金の1,593万2,000円の減額でございますが、これは国庫補助事業の100%トンネル事業ということになりますけれども、補助対象者を認定新規就農者、認定農業者、経営体ということで対象になりまして、事業の内容としましてはトラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械でありますとか、ハウスの資材の購入にかかわる補助事業制度でございます。補助率は10分の3という事業でございます。これについては、事業採択の上で予算配分基準のポイントが10項目ほどありまして、それを全てクリアしなければいけないというような形になっております。その基準ポイントとしましては経営面積の拡大、農業の6次産業化、農産物の高付加価値、経営コストの縮減、耕作放棄地の解消、農業経営の複合化、農業経営の法人化、あとは雇用というようなことが項目として挙げられております。

担い手確保・経営強化支援事業でございますけれども、こちらのほうも国庫補助事業による100%事業の、これもトンネルになっておりますけれども、そういった事業でございます。こちらのほうも、補助対象者は先ほどの経営体育成事業と同じでございます。事業内容も農業機械、それからハウス等の資材ということで、同じという形になっておりますけれども、こちらのほうは目標値が先ほどの予算配分基準ポイントの中でまた項目が2項目ほどふえておりまして、必ず達成しなければならないのが売上高の10%以上の拡大、経営コストの10%以上の縮減というような形の事業になっております。あとその他の項目は、経営体と同じでございます。

それから、中山間地域水田農業活性化事業補助金でございますが、こちらは目的としましては、水稻を中心にした規模拡大に意欲的な農業者の方に対して、生産基盤の機械整備ということで県と市町村が支援する県事業という形になっております。これの内容については、今申し述べましたとおり機械の設備にかかわる補助ということになっております。県が4分の1、町が12分の1ということで、合わせて3分の1の補助ということになっております。この場合の頭に中山間とつくわけですがけれども、この中山間という

のは、いわゆる中山間の交付金制度、中山間地域の方に対する交付金制度とはまた意味合いが違いまして、ここで指定する県の中山間という意味は統計上の中山間ということで、遊佐と高瀬と吹浦地区しか該当しないというような内容の制度になっております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） ありがとうございます。

減額だったり、あと名前、中身が違うものの同じような金額が再び計上されたりということで、非常に目まぐるしい動きになっていると思います。この事業名は、農林水産省よくこのような名前をつけると思います。私は、まだ生まれてすぐのころなので、よくわかりませんが、昭和の時代の記録なんか見ると、いわゆる構造改善事業のころも何とか事業、何とか事業というのがずっとありまして、いまだに農林水産省はそういう事業がされているなというふうに思います。

あと一方で、今説明ありましたとおりトンネル事業が多い、ほとんどだというのも一つの特徴かと思えます。トンネル事業なので、要するに町に裁量権、当然町が窓口なので、いろいろやらなくてはいけないでしょうけれども、一番の大もとは国、県が握っているわけですので、町は何ともしがたい部分があると。だけれども、窓口なので、やらざるを得ないということ、非常に大変な思いをされているのだと思います。この時間は、私は担当の方を責めるのではなくて、あくまでもエールを送るという趣旨でちょっと質疑をしたいと思えます。

1つ、まずお伺い、確認したいのが、応募者がいないというような事例もあるというふうに聞いております。応募者がいないがために、結果的にその話については流れて減額予算になったということもあるようです。そのときに、まずお聞きしたいのは、応募者がいないという理由なのですけれども、該当者が考えた上で手を挙げなかったというのはまあいいのでしょうかけれども、これはひょっとしたらなのですからけれども、該当者に周知が届いてなくて、知らなくて手を挙げなかった。あるいは、届くのがおくれたので、手を挙げそびれてしまったということがあったとすればまずいなというふうに思います。私のところにも、こういう制度があると役場からお手紙が来て、こういう制度がありますよというふうに案内をいただくわけなのですからけれども、そのあたりの周知どのようにされているのかをお聞かせください。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、事業対象者となる認定農業者、新規の認定農業者の方に対しては、それぞれの方に対して通知という形でこういった事業が予定されておりますということで、要望等の集約という形で通知をさせていただいているということをございまして、今回の中山間地域水田農業活性化事業補助金については、応募者がいなかったということになるということをございします。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 承知いたしました。少なくとも、お手紙という形では周知されているということだと思います。

ただ、曇みかけるわけではないのですけれども、やはりその手紙を、案内文私なりに見るのですけれども、残念ながら非常にわかりにくい。必ずしも漫画で描けばいいということではないのでしょうか、

ぱっと見てわかりづらいということが1つあります。なので、改善するとすればその伝え方の要するに文言です。それを国から来たの、県から来たのそっくり流すのではなくて、役場なりに加工してよりわかりやすく伝えるということがあってもいいのかなと思います。

それから、これは決して新しい手法では全くないのですけれども、例えばそれと同時に役場が持つホームページの産業課の部門にその情報を載せると。恐らく今までホームページに情報載せるということとはしていないのかなと思います。あとそれから、対面で話をするということもあってもいいのか。それは、ただ毎回その制度が国、県から来たときに一々全部の農家を回ってやるというのは、それは不可能に近いでしょうからそこまでは求めないのですけれども、例えば農協だとか共済組合というのは、年に1回あるいは2回集落に入って座談会をしているわけなのです。そういう形で、いわゆる農村部の集落に産業課が座談会ではないのですけれども、例えばキャラバンみたいな形で回るというのはあってもいいのか。例えば生産組合の総会の際に産業課が行ってざっくばらんに情報交換する。そのときに、たまたまその制度がありますよということであれば、それをその場で伝えるというようなこともあってもいいのかなというふうに思います。そういうことをすることによって、役場がこういう情報持っているのだよということを農家の人にそれとなく伝えるということにもなっていくのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

やはり先ほどのわかりにくいというのは、要綱等いろいろついてきたものを見ると非常にわかりづらい点がありますので、そこはフローチャートみたいな形でわかりやすい図式に直したもので皆さんのほうにご通知を上げたいというふうに思います。

それから、ホームページのほうは、今大きな事業の流れだけは載せておりますけれども、この各補助事業についてはホームページに掲載されていない状況でありますので、ホームページのほうの掲載のほうを検討していきたいと思います。

あと、説明会ということでございますが、生産組合長さんの会議ですとか、そういったところの会議に合わせて、こういった事業が予定されているというようなことで説明はできる場があると思いますので、そうしたところで説明をしていきたいというふうに思います。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

説明会というそのかた苦しい形もありだと思っておりますけれども、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、ぜひざっくばらんに村に入らせていただきたい。私の村も、何かあれば例えば中山間地域の直接支払制度の総会の際に役場の産業課の担当の方に来てもらうということもしていますし、そういう場をいろいろふやしていけたらなというふうに思ったりします。

先ほどの話の繰り返しですけれども、つまりトンネル事業ということがあって、役場がいかんともしがたい部分があると。それに加えて、その制度の中身を私農家なりに見ても、やはり問題点は多いのかなというふうに思います。もちろん100%誰しものが納得、満足するという制度はないのでしようけれども、今回の制度もろもろ見ても、例えば担い手確保・経営強化支援事業、経営体育成支援事業、いずれにしても

それぞれ融資を受けることが前提になっていて、融資のその残りについて補助しますということです。これは、本来的に考えれば規模拡大をどんどん大きくしていくのであれば、その規模、機械がどんどん大きくなっていくのでしょうけれども、機械の更新ということを考えるのであれば、本来的には減価償却費を積み立てていって次の機械を買うべきですので、そういう意味においては融資というのは危ないというが、部分はあるわけなのですけれども、ところがこの制度は融資をしなさいと。融資でなければ補助しませんよという部分について、やっぱりひとつ限界があるかなというふうに思います。

あとそれから、仮にその制度に手を挙げたとしても、それが通るか通らないかというのがいつになるかわからないということがあったりすれば、農家が営農計画を立てにくいわけなのです。もしそれがだめであれば、早く諦めて何とか別のどっかのプロパー資金を借りるとか、何とか現金かき集めるということも考えるのでしょうけれども、そこが見通しがつかなければ農家としては計画立てにくいというようなやっぱり制度上の問題、限界点はあるのかなと思います。もちろんこの制度が世の中の制度の全てではないと思いますが、ぜひともやっぱりその不十分さ、使い勝手の悪さというのは、常日ごろ役場の方は農家と接する機会多いわけですので、ぜひ霞ヶ関に伝えていただきたいなと思います。これは、もちろん役場の責任だけではなくて、我々議会としての責任だと思いますけれども、それをお互いにやっていくという意味でそこは申し上げたいと思います。

なお、さらに申し上げるならば、霞ヶ関からすればここの要するに市町村というのは末端だというふうに考えているかもしれませんが、私たち農家からすればそれは市町村窓口は最前線なので、やはりその最前線であるということで堂々と胸を張って霞ヶ関に訴えていくべきだというふうに私は強く思います。

あと、ちょっと話が長くなりますけれども、先ほどの説明では触れられなかったと思うのですが、担い手確保・経営強化支援事業については、国の補正予算でついているという話でして、しかもその前提として総合的なTPP関連政策大綱に即した補正予算だというふうになっております。ところが、ご存じのとおりTPPがあのような状況になりまして、今後農業関係の政策、予算がどうなるかわからないという非常に大変な状況が引き続きなると思います。しかし、ぜひとも今後ともその農家に寄り添って、なお一層親身でわかりやすい窓口対応をお願いしたいと思います。それにつきまして、霞ヶ関への実情の伝達ということも含め、ご所見を産業課長よりお願いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

国のトンネル事業ということで、非常に国の要綱上の政策的な問題がありますので、なかなか変えにくいというが、声が届けにくいということは現実としてありますけれども、現状として今の担い手のほうも、当初予算には盛らずに農業情勢に合わせて補正予算での国での対応ということに合わせるというような実情になっておりますので、なかなか農家の今後の経営計画のめどが難しいということは承知しております。

それと、やはり先ほどから申し上げました予算配分基準ポイントがかなりの厳しい採択要件になっていまして、10点満点のうち7点、8点以上とらないとなかなかその採択まで結びつけないという現実がございます。そのところはせつかくのこの制度、この制度を導入していろいろ機械設備をそろえて作付の拡大ですとか、販売の収入の拡大ですとか、経費の軽減を目指す事業でありますので、やはりこの採択を受

けられないとその事業にも取りかかれぬという現実がございます。経営がやっばりうまくいっている方がますますこの事業を使いやすくと。なかなかこれから目指す方が使いづらいという制度では、やっばりそれは制度としてまずいと思いますので、そのところは声を大にして農水省なりにお伝えをしていきたいというふうに思います。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） ありがとうございます。

そして、最後で恐縮なのですが、このたび農業委員会の会長新しくなりましたので、農業委員会も当然、もちろん産業課とは立場が違うということは十分承知しております。ただ、農業に関するこの町における重要なセクションでもありますし、農家の実情というのは非常に多く耳にすることだと思います。そういう中において、今まで申し上げたような予算の実情、国からのトンネル予算であり、町の裁量が少ない、あるいは使い勝手が悪い部分もある、これから農業の行く末がいまいちよくわからないというようなもろもろの情勢あわせて、農業委員会の会長としてのご所見がありましたらお願いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 大変難しい質問であります。農業委員会としましては、土地の売買とか賃借料とか、その辺の行政の立場でいますので、この育成に関しては個人的には余り、ポイント制とかありますので、かなり厳しいと思います。機械関係は、認定農業者がやっていく上で大変必要なことで、ぜひとも集約に向けて頑張ってもらいたいと思っています。

先ほどTPPとかと出ましたけれども、やっばり農業委員会としても不安な要素があります。その中で、農家も高齢化、それから後継者育成ということで厳しい状況にあります。一番今大きいのは、思っているのは国が農業改革をするということがありまして、その中で本当は2016年からの5年間で農業改革をやっばりいこうという中でありましたけれども、何か急速に進んできて、2年半でやろうとしている状況でもあります。機械関係も欲しいのですけれども、ことしまでは飼料用米とかさまざま値段がつきました。それで、来年もとまあええは値段をつけましょうということはあるのですけれども、政府で今まで減反やってきて、それで今現在順調に飼料用米なんか来ていますけれども、これを来年順調なやつを今助成金を削るのはちょっとおかしくないかと言ってきまして、来年29年度は予算つくと思います。それで、再来年からは30年から減反なくなりますし、その後どうするのが不安もあります。

前の議会の中で人口の問題ありましたけれども、1万4,000人、10年後には振興審議会にも8,000人というのが出ました。遊佐の田んぼとしましては、まず4,000ヘクタールあります。その中で、最適化推進委員というのが出ましたでしょう。今4名いますけれども、それは国のシステムの中で集積が70%を切った場合に必ず置けという命令でした。それから、優良農地は1%以下になった場合に置けというシステムですけれども、その中で4,000ヘクタールとしますと、100ヘクタールに1人推進委員を置けということでありまして、では40人になります。その40人を農業委員が16名の中に推進委員を40名というのは、ちょっと余りにもおかしいのではないかということで、遊佐町の法人が南西部とか藤岡、それから遊佐、吹浦で4つありますので、まず4人ぐらいがいいのかなということで4名と決まりました。その4名も、今法人化進みますと3年間が最適化推進委員が要りますけれども、もう3年後これをクリアしますと、その3人はまずなくなる可能性もあるということで、まだ16名体制で今のところはいくのかなと思っております。

す。ただ、その4名も、今まで16名でやってきた農業委員ですけれども、ではその4名どうするのかとなった場合、さまざまな山砂採取や耕作放棄地のほうの指導のほうは16名でやって回り切らないので、そっちのほうに回ってやってもらおうかなと思っております。

30年には減反なくなりますので、本当はそういう機械関係も農家の方は欲しいのですが、その辺はポイントもあるので、そのところは私からは何とも言えませんけれども、とりあえず担い手も終わったと。担い手の認定農業者のクリアした場合もありますので、その辺は各生産農家からまたただ頑張ってもらいたいと言えませんので、よろしくお願いします。

以上であります。

委員長（松永裕美君）　これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君）　予定していた中身を1番委員のほうから申し上げられましたので、若干ダブるところもあるかもしれませんが、余り食べ過ぎないように質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。一応教育課と地域生活課のほう、それから産業課、もしいただければ質問したいと思います。

それでは最初、教育課のほうに質問をさせていただきます。こちらの予算書でいきますと71ページで、議案書からいきますと16ページになります。小学校費の学校管理費、工事請負費のところに関しまして質問させていただきます。当初予算で1,230万円ほど計上されておりまして、今回157万8,000円ほど増額補正が提案されておりますが、その概要について質問させていただくというのが主な内容でございます。それで、当初予算では藤崎小学校と高瀬小学校の校地整備というような内容で説明を受けました。それで、実はちょっと日にち忘れてのですが、8番議員と砂丘地砂防林環境整備推進協議会の佐藤会長、それから大井さん、その方々と一緒に高瀬小学校に、曾根原翁のいろんな偉業をたたえる勉強会行ったときに、ランチルームにお邪魔させていただきました。行った人が悪いので、非常に荒れた天気でありまして、かなり風雪というか、風雨があつた日でございます。それで、その際ちょっと外を見ていましたら、ちょうどこち見ての給食室の付近、西側になりますが、あそこの舗装をやられたというふうに自分なりに認識しておりますが、非常に風が強くて教頭先生とちょっと立ち話をしていたときに、これで給食の材料とか入ってこれますかと、いや、持ってきますと。冬期間も、除雪もしながら持ってくるというようなことでいろいろ雑談しておつたのですが、ちょっと自分なりにあそこに何か囲みたいなのは、永久的なものではなくてもいいのですが、何かあつたほうが先生方があそこに駐車する場合とかそういう場合、非常に雨風もしのげるのではないかなと思つたものですから、今のこの増額している内容にそういうものが含まれているのかどうかということが1つでございます。

それで、振興計画のこの資料を見ますと、平成29年度で1,150万円ほどの外構工事ということで予定もされているようですが、概要だけで結構ですので、質問をさせていただきます。

委員長（松永裕美君）　高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君）　お答えをいたします。

今回の小学校費の工事請負費の補正でありますけれども、これにつきましては遊佐小学校の給食室の引き戸のシャッターから引き戸への交換の工事、そのほか同じく遊佐小学校での排水ポンプの設置交換といったような内容になってございます。

高瀬小学校の校地整備につきましては、学校の要望に基づき実施をしたわけでございますけれども、雪囲いにつきましては、PTAの協力をいただきながら設置撤去をしていただいているというふうなことでございます。現時点でその今回整備しました駐車場の西側へのいわゆる恒久的な雪囲いの設備といいますが、囲いといいますが、そういったものについては特に要望をいただいておりますけれども、学校ともお聞きをしながら、必要であれば設置をしたいというふうに思っておりますけれども、改めて必要な予算については確保をしていきたいというふうに思っております。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） はっきり言いまして、あそこのせつかくの景観を恒久的なものと非常に損ねるということは思いつつ、ちょっと質問させていただきました。

続きまして、議案書の16ページになります。中学校費の同じく工事請負費になります。中学校の学校管理費のうち当初予算のほうに8,100万円ほど計上されております。それで、今回補正予算としておおむね43%ぐらいに相当する3,542万円ほど減額補正を今提案されております。それで、自分なりに入札の状況をお知らせしますお知らせ号に入札結果ありますが、ちょっと過去のやつを見ますと、第2音楽室の屋根の改修が432万円ほど、それから同じく中学校暖房設備の改修工事に入札で3,689万円ほどということで、一度6月に入札をしたところ不調のようで、請負なしということでしたが、その後町内の建設業者が11月15日までの契約内容で受注されているようでございます。それで、今回提案の中で国庫補助金の中で、安全安心な学校づくり交付金2,300万円ほどの減額補正されているということでの内容で質問続けさせていただきますが、中学校のほうの暖房を含めた予算が57%程度の予算で全て終わったのかどうかということが一つのポイントです。

それで、おとといの最後の総務課長の説明の延々とあつた中……延々は失礼ですが、あつた中で、不採択という言葉がちょっと頭に残っております。それで、この第7次の振興計画第10期実施計画を見ますと、ことし28年は約8,600万円ほどかけて暖房設備改修、それから来年度は照明LED化、それからその後グラウンド整備を30年で計画をされているようですが、基本的に第8次の振興計画まだ私どもは詳しい内容は持っておりませんが、この暖房設備が57%の予算で全て終わったという認識でいいのか、それとも次年度に繰り越すような格好になるのか質問をさせていただきます。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今年度の事業計画としまして、暖房設備、さらにはボイラーの更新、これらをあわせて国庫補助の申請をしたところでございますけれども、事業不採択というふうなことになりました。その不採択の原因につきましては、1つは東日本大震災特別会計からの予算計上がなくなったことが大きな要因として挙げられてございます。一方で、全国のいわゆる要望のその事業規模が大幅に文科省の予算規模を上回っているというふうなことで、文科省としては耐震化事業、これを最優先に事業採択をするという方針を立てた関係上、全国的にはこの教育環境の改善事業がほとんど不採択になっているというふうな状況でございます。

これを受けまして、私のほうでもするかしないかということも含めて検討したわけですが、暖房機についてはその多くが故障によって、多くの教室が大体2台設置になっているわけですが、1台壊れている、あるいは壊れたものについての部品調達もできないというふうなことで修理ができないとい

うことから、やはり子供の学習環境を確保するために補助金なしでもやらせていただきたいというふうなことで財政とも協議をさせていただいて、今回暖房については入札を行い、工事をしたというふうなことでございます。

暖房機につきましては、学校の施設内にある全てFF暖房機は交換をさせていただいて、終了をしているというふうなことでございます。

ボイラーにつきましては、用途が給食調理室への給湯、それから床暖房の熱源ということでございますけれども、ボイラーの改修工事につきましては、来年度させていただきたいというふうなことで、来年度予算のほうに計上をお願いをしているところでございます。ですから、LED化とボイラーの更新と2つの事業を来年度の振興計画に計上させていただいているということでございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） では、ちょっと確認ですが、今回の平成28年度については国庫補助等の補助は入っていないという解釈でよろしいのでしょうか……うなずいておりますので、ではそのように理解させていただきます。

それではもう一点ですが、同じく議案書の16ページになります。1項の教育総務費、事務局費のところに、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、当初予算で860万9,000円ですが、49万1,000円ほど増額補正の提案がなされております。自分なりにちょっと知っている内容から申し上げますと、生活保護を受けている家庭といいますが、保護者といいますが、またはそれに準ずる方が申請をして、たしか学校長を経由してだかわかりませんが、教育委員会のほうに申請をするというふうに分なりに理解しております。その途中でこの間一般質問で民生委員、児童委員の方から意見をいただいて、それで最終的には判定会議というのでしょうか、その会議で決するというふうに分なりに理解しております。そんな中で質問ですが、今回49万1,000円というのは、例えば対象となる児童生徒がふえたことなのか、それとも認定等を受けた方の例えば内容が何かふえたのか、その内容について質問させていただきますが、自分なりに思いますと、例えば生徒児童の用品類、例えば用具とか、それからあと修学旅行とかそういう学校活動にもたしかいいとは聞いていたと思っています。あと給食費とか、そんな中でだと思いますが、その概要について質問をさせていただきます。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回扶助費として49万1,000円の補正を計上させていただいております。これにつきましては、当初予算で想定していた世帯と人数があるわけですが、ある程度年度途中での追加認定、こういったものも想定をさせていただきますが、今回10世帯18人がこれまで追加認定を受けてございます。その関係で、予算に不足が生じるというふうなことで、補正のお願いであります。

援助費の対象の全世帯数としましては、追加の認定の分を含めまして現在74世帯105人というふうなことになってございます。

それから、この援助費の内容でございますけれども、学校給食費の2分の1、それから修学旅行費、これにつきましては修学旅行に該当する小学校の6年生、中学校の3年生になります。それから、新入学児童生徒に対する学用品の支給、それからあと学校医療系と通学用の費用と、こういった内容になってござ

います。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） ちょっと今の最後の答弁に対して質問ですが、医療費はどう該当しますか。例えば対象となる保護者が扶養する児童生徒さんが医者にかかった場合は、これは入るのでしたっけ、ちょっと質問させてください。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 大変申しわけございません。答弁を訂正させていただきます。

医療費につきましては、現在町の制度として無料にしておりますので、支給はございません。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 大変どじな質問しました。

では、教育課のほう終わりまして、次に地域生活課のほうにお伺いしたいと思います。議案書の15ページ、本議案書では63ページになりますが、都市計画費の中の下水道事業費、繰出金でございます。公共下水道の事業特別会計繰出金、当初予算で3億6,000万円ほど計上されておりますが、今回500万円ほど増額補正されるようですが、突発的な何か事案があったのかどうか、それについて質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

今回の一般会計からの繰り出しについて要求をさせていただきました。その理由につきましては、下水道の処理場に設置をしております汚泥の脱水機が故障した。その故障を修理するために、特殊な機材であるということから時間的に1カ月ほどかかりました。その期間汚泥を搬出しないわけにもいかないものですから、浄化センター内に移動脱水機を入れております。浄化センター内で移動脱水機によって脱水をし、汚泥を搬出しているわけですけれども、その脱水作業に要する費用、これについては常時のその管理とはまた別の費用という形がかかるものですから、その部分積算しましたところ、1カ月で約500万円ということでございます。それで、今回その部分が計上の費用として不足することから、繰出金の要求をさせていただいたものでございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 了解しました。

それでは次に、議案書の15ページ、それから本議案書では64ページになりますが、同じく都市計画費の公園費の部分でございます。今回新たに用地取得費として441万円ほど計上されております。都市計画費の中ですので、おのずと遊佐町かあと吹浦のどちらかになるということは自分なりに理解はできますが、この第7次振興計画の10期実施計画を見ますと、町民協同公園づくり補助金、これについては300万円ほど計上されておりますが、その項目の潤いのある公園づくり事業を見ますと、当初の実施計画に含まれていないようにちょっと見られたものですから、今回新たにこの用地取得として出てきた背景についてお伺いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

今回の公有財産購入費441万円、これの補正につきましては、それと補償補填及び賠償金1,000円とあり

ますけれども、これにつきましては、吹浦児童公園の敷地の取得に伴うものです。吹浦児童公園の用地につきましては、全体の中の一部、個人所有地で、これまで吹浦児童公園が整備されたのが昭和55年ですので、その整備前から55年4月からというふうに考えてよろしいかと思えますけれども、用地の借り上げをして町の所有している土地とその借上用地を合わせた公園という形で整備をしてきました。その関係で、その借り上げ部分については賃貸借という形ですと行ってきましてけれども、あわせて同時に地権者に対してはいずれその用地を譲っていただきたいということで長年交渉してきましてけれども、個人のやっぱり都合もあってこれまで応じていただけませんでした。しかし、ずっと継続的にやってきた関係もあって、今年度ようやくその用地の売り渡しに応じていただいたということでございます。

その用地の取得に関して早急に行う必要があるという判断から、とりあえず土地開発基金、これを使って一旦所有、こちらで取得をさせていただいております。その取得した土地を今回登記も完了したことから一般会計のほうで買い戻すと、そういった手続をとる関係上この用地費を計上をさせていただいて、一般会計のほうで買い取るという形にさせていただいたものです。その金額441万円です。面積にして1,260平米であります。単価が3,500円という形でこの441万円の金額。そして、この1,000円とありますのは、土地開発基金から3カ月ほどその資金を提供いただいた形になっているものですから、買い戻す際のその利息として778円ほど計算上出てくるもので、その1,000円という形でここに計上させていただいたものであります。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） そういう背景があったということで、ご理解をさせていただきます。

大変同様の質問になるかもしれませんが、もう一点だけ質問させていただきます。15ページ、住宅管理費、工事請負費の内容ですが、今回当初予算1億7,980万円から1億2,900万円ほど減額補正されます。これは、若者定住に関する内容ということであろうかと思いますが、端的に差し引きますと、約5,000万円ほどの費用をかけて駐車場造成工事を行っているというふうに理解をします。そんな中で、9月議会で関連議案の採決の際質問させていただきましたが、今回公有財産購入費5,000万円、そのものがそくつと減額補正されております。その質問の際、宅地部分、それから建物部分によって起債の対象となる扱いが異なってくると、そのような地域生活課長の答弁もございました。基金を使って購入をする場合もあるというようなことで、そういう理解もしたところですが、今回一般行政報告の中でも5,870平米について10月13日までに用地買収の支払い、所有権移転登記を完了したということでございますが、はっきり言えば私は当初4,000万円というふうに理解して、その後一度落として5,000万円まで膨らんだという頭が頭にありますが、今回用地取得の段階で5,000万円そのままそくつとまた減額補正になるものですから、多分この基金ということは理解をしておりますが、先ほどの吹浦の児童公園と同じような内容だとは思いますが、ちょっとその仕組みについてももう一度説明をお願いできませんでしょうか。

委員長（松永裕美君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

用地取得につきましては、まず今委員のほうからお話ありましたように、土地開発基金を使って5,870平米を購入をしております。登記も既に完了をしております。その土地につきましては、仮称ですけれども、まちなか駐車場という形で造成工事をするために入札を行い、工事発注し、今現在業者のほうで工事

を進めているところでございます。

この用地の取得費用、当初予算で5,000万円計上していたものをではなぜ落とすのかという話になるわけ
でございますけれども、土地購入をする予算の組み立ての中で、財源としては過疎債を予定をしております
。その過疎債を充てるに当たっては、対象にするためには建物が建つことという条件、これをクリアし
て起債の対象になるというふうになっております。その関係で、今年度先ほど言いましたまちなか駐車場
の発注はしましたものの、3月24日が工期でございます。その工事完成するのが3月24日、つまりは残り
1週間足らずで年度は終わるということから、今年度内のどう見てもその建設をするということは考えら
れないということは、先ほど言いました条件をクリアできないので、この5,000万円については先ほどの吹
浦と同じ考え方ですけれども、一般会計のほうで買い戻すということは今年度は難しいと、できないとい
うことから5,000万円を全て減額補正をさせていただくということになります。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） それでは、まだちょっと半分理解できていないのですが、では用地代は実質どこ
からお支払いになっているのかということと、所有権移転まで通ったということですが、今登記をされて
いると思いますが、その地目、前は田んぼだったはずですが、当然新たな地目があると思うのですが、そ
の2点だけちょっと改めて質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） まず、1点目のでは何で買っているのだという話ですけれども、先ほどか
ら申し上げているように開発基金を使って購入をしております。開発基金を使って購入をしておりますの
で、町のほうで条件が整えばその土地を買い戻すような形になりますので、そのための予算として計上し
ておりましたが、先ほども言いましたようにして今年度は無理だということで、全額を減額をさせていた
だくものであります。

地目についてですけれども、ちょっと正確に私のほうで今わかっていないのですけれども、駐車場用地
となるのか、宅地となるのか、ちょっとその辺が将来的には当然宅地という形になります。ただ、現在は
一旦駐車場として造成しますので、農地転用などもそれで申請をしております。その関係もあって、宅地
になるのか駐車場用地という地目があったのか、ちょっとその辺については確認をして報告をさせていた
だきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 済みません、のみ込めなくて。やっと今わかりました、済みません。

それから、地目については、多分不動産登記法上からいくと駐車場というのではないはずですので、雑種
地か公衆用道路か宅地か、宅地ではないと思いますので、ちょっと関心あったものですから、質問させて
いただきました。

それでは、一応地域生活課のほうについては以上でございますが、産業課長のほうにひとつお尋ねしま
す。といっても、先ほど準備しました質問が1番委員のほうから質問されておりましたので、ちょっと変
わって質問させていただきますが、当初予算に機構集積協力交付金事業補助金、これは今回の補正にも入
っておりませんが、約2億3,000万円ほど計上されております。はっきり言えばこれ法人化に伴ういろいろ
な補助金だと思うのですが、町長と会うたびにいろいろ要請活動はしているのですが、なかなか条件が厳

しいということはいろいろ説明は受けている状況なのですが、補正の予算ではございませんが、その今までの情勢といいますか、その辺の背景について産業課長または町長でも結構ですが、ちょっと計画を質問させていただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

機構集積協力金でございますが、まず全体的なことを申し上げますと、27年度につきましては決算のときにもご説明申し上げましたけれども、遊佐町全体で3億9,600万円と、まず4億円近い金額が交付されたという形になっております。28年度引き続きこの事業を遊佐地区と北部の法人化ということで予定されていたわけですが、その28年度の当初予算要望に当たりまして、いろんな示された予算の内容が27年度は県全体で20億円ある予算で、町に対して4億円近くの配分があるという形でありましたけれども、28年度については県全体で5億円ということで、町については地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者協力金それぞれあるわけですが、単価で4分の1から5分の1までぐらいの単価しか組めないというような状況の予算配分ということで、総額で1億円ぐらいになるのではないかというふうになったところでございます。

その件に関しまして、28年のことしの2月ですか、そういった予算の内示を受けまして、同じ事業で相当の予算の乖離が、27年度、28年度で28年度は不足がありましたので、庄内においても酒田市、遊佐町、JAの連名において県知事と農政局に対してその増額要望をしてきたと。28年度当初からも、諸会議におきましてその件につきましては要望をしてきたというような状況になっております。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 補正ではないようなことを質問しまして、自分なりに地区の法人の役員をさせられて、いろいろ協議に臨んだときにやはりそういうのを一つのネックになったものですから、あえてこの場で質問させていただきました。

それでは、先ほど農業委員会長のほうに齋藤委員のほうから話を、質問あったわけですが、今回農業委員会等に関する法律の改正後、初めて農業委員16名、それから農地利用最適化推進委員4名、先ほどお話しありまして20名で新体制でスタートされました。それで、今申し上げたとおり町内では農業協同組合法にありますが農事組合法人がことしは2地区、2つですが、ちょっとわかりませんが、随時立ち上がっている状況でございます。それで、かつて私も県営圃場整備を担当した者として、やっぱり農地の流動化、それからそういうもので農地転用が一気に進んだ時期がございました。その際は、農業委員会ほうの方といろいろ勉強をしながら、当時非常に悩ませたというか、そういう状況もございまして、今町内では新たに圃場整備する区域が二、三あるとは聞いておりますので、私が経験したときは個人だったのですが、今回今聞いたとおり法人になりますので、土地改良法上の資格からいいますと、法人格を持った方と個人の2つ並列するような格好にもなるかと思っております。もう一つは、今後日沿道が田んぼの中を進んで県境まで行く中にも、いろいろな調整も出てくるかと思っておりますので、本当はここで抱負をいただこうと思ったのですが、先ほどいただきましたので、逆に佐藤会長に対するエールという形で話をしまして、私の質問は終わらせていただきます。

特に発言は求めませんので、以上です。

委員長（松永裕美君） これですべて3番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 私のほうからも、第4号補正について質問させていただきます。

まずは最初に、産業課から。10ページ、款農林水産業費、項農業費、目農業振興費、節負担金補助及び交付金の中に山形県中山間地域持続的農地保全事業補助金14万8,000円ほどが計上されております。内容を調べてみますと、棲坂地区4万6,100平米に対して平米当たり3.1円の補助を出す。これは、町単の事業であります。この事業というのは、9月補正第2号補正によって初めてお目見えの事業ではないかなと思っております。9月補正においても、急傾斜地と緩傾斜地における補助が支出されております。しかしながら、この9月の2号補正においては、県より4分の3の補助金が入った事業でありましたけれども、今回町単で棲坂地区に限り補助金額半分で実施されることとなった理由とその経緯を説明願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この事業につきましては、先ほど委員からおっしゃられましたとおり、9月議会のときに県のほうが新しく新規事業として5%未満の緩傾斜地についても交付金を交付するという事業内容で出てきた事業でございますが、その県の事業については畑集落でございました。棲坂については、国庫補助事業による交付金制度でございますけれども、ここについても緩斜面適用ということで、5%未満の適用地ということで事業を進めておりましたけれども、事業の精査の結果、同じ棲坂のエリアの中に飛び地である面積が1ヘクタール未満の土地が合計で4.61ヘクタールほどあったということで、国の補助要綱上1ヘクタールの要件は満たすことと、それが連続していないと、連続している土地でないとその交付地に入れられないということが事業精査の結果わかりまして、それで県のほうに何とか県の予算枠の中でこの棲坂の部分について予算配分ができないかということで折衝は行ったのですが、新規事業ということで締め切りと予算の配分の決定が早くて、それに該当できないという状態になりました。今回は、その4.61ヘクタールの面積のところへ、同じ地区で交付金を交付する制度として公平さということを期するために、今回臨時的なものでしたけれども、町単の部分でそれを支援できないかというお願いでございます。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ、県の事業に対してやっぱり漏れてしまったというのがあるのだと思います。それに対して、町単の事業でこのようにセーフティーネットとも言えるような形で講じられているということは、大変ありがたいことだと思っております。

いかんせんこの事業は、お手上げ方式、申請により実施される事業であります。2号補正、4号補正で補助なされなかった地域以外で急傾斜、緩傾斜に該当する地域の有無について伺うと同時に、該当する地域から申請や要望が今後あった際どのように対応されるのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、急傾斜、緩傾斜ともにこれから該当する地域の有無についてということでございますが、まずは28年度まで要望があった地域については、全て国と県のほうに要望書を上げさせていただいて、エリアとして該当をさせていただいたという状況でございます。今後そういった申請、要望があった場合には、国

と県の両方に対しまして要望書、申請書を提出しまして、そのまずエリアの設定をしていただくとともに、その国事業、県事業の枠の中で事業を進めさせていただきたいと思っております。どちらも、国事業も県事業も町が4分の1の負担を行っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、国事業、県事業のエリアの設定を確実にして、その中で事業を進めてまいりたいというふうに思います。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ、単年度事業でないわけです。今年度初めてお目見えの事業であるわけですが、平成29年度においても国、県の事業として進められることだと思っております。いかんせんながらこれは申請方式、お手上げ方式という形でありますので、この急傾斜、緩傾斜に該当するエリアの農地の皆様からは、やはり申請していただけるような形でぜひ町でも喚起していただきたいなと思っております。次移らせていただきます。

（「ちょっとそれについての説明を……」の声あり）

4番（筒井義昭君） では、答弁願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 先ほどちょっと申し忘れたことがありまして、どちらの中山間地域のこの交付金制度と現在ある農地・水多面的機能発揮対策事業ですけれども、そちらのほうとの重複がなされないわけでございますので、その部分もちょっと注意をしながら適用が重複しないように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この中山間地域というのは、2段階方式で前も同じような中山間地に対する平米幾らというふうな補助事業がある。それに28年度からその上にかぶさるような形でやっておりますので、ぜひこのエリア漏れ、そして申請漏れというのがないような形で農業者、そして地権者に対して喚起していただけるということを要望したいと思っております。

次、13ページ、款農林水産業費、項林業費、目林業振興費、節委託料、これは松くい虫防除委託料であります。3,000万円ほど計上されております。これは、秋季発生量の調査というのを9月予算で80万円ほど計上され、そしてその調査に基づいて被害木の発生調査をした上で、それに対する防除委託料だと思っております。調べたところ、秋季発生量分というのが1,350立米ですが、それに対する防除委託料というのが直接業務費として、直接業務費というのは搬出破砕、現場破砕、これに対して2,024万4,000円ほど。間接業務費として、これは労務費、現場管理費のわけですが、604万8,000円ほど支出されております。それに消費税が加味されたのがこの3,000万円ということと理解しておりますが、この事業は普通林と保安林において県と各自治体が取り組んでいる事業であります。11月25日に開催された庄内海岸砂防林松くい虫防除被害対策プロジェクト会議、ちょうどこの場で開催されたわけですが、そちらのほうを傍聴させていただきましたが、被害の発生区域が広がっている。特に鶴岡市、酒田市あたりで昨年度よりも被害木の調査、確認がなされているというのが顕著であるというような報告でありました。遊佐町においては、平成27年度よりは微減している状況とのことですが、危機的状況であることは変わりないと思っております。松くい虫対策で有効とされるのは、冬期間の伐倒駆除であり、被害木の93%以上を駆除することが効果的と報告されておりましたし、委員の方々からもそのような意見が出されておりました。しかしながら、残

念なことに事業報告によれば85%から88%ぐらいの事業、いわゆる防除実績であるというような報告でありました。そのために、松くい虫によるマツノザイセンチュウが拡散してしまう。今回町が取り組む秋季調査に基づいた駆除事業で調査区域の被害木93%以上の駆除ができる状況であるのか。また、調査後に確認された被害木への対応はいかになされているのかお伺いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まずは、現在の被害状況ということで、県のほうから最終的に出された資料がございますので、ちょっとそれを申し上げたいと思います。まずは、プロジェクト会議、11月25日にありましたけれども、それ以後また調査を進めていまして、一番最新のものでとまず100%調査を完了したという状態の数値を申し上げますと、遊佐町におきましては、普通林のほうで平成27年度で5,644、平成28年度は5,408ということで、対前年比が95.81%。保安林、これはいわゆる県の管理になりますけれども、保安林のほうで平成27年度5,189、平成28、5,306、102.25%ということで、合計で98%という遊佐町では町内では結果になっております。鶴岡市の場合は、前年度対比が210%ということで、被害量が拡大していると。酒田市においては、130%というような値になってございます。この中で、今お話しいただきました来年度のまず93%以上の駆除という見込みでありますけれども、まずは被害調査してマーキングした木については100%これは伐倒させていただくというふうに今予定をしております。ただし、中には町で伐倒することができない土地というのもございます、そこのところはこちらからいろいろ連携をしまして切らせていただくというようなことでもございまして、例えばこれは国土交通省さんの国道用地の周りですとか、森林管理署さんの部分でありますとか、あとは民地の中の部分はなかなか切れないところもありますので、そういったところのお願いでありますとか、そういったものもしていかなければいけないというふうに思っております。

あと、やはり限られた予算の中で動きますので、被害が一見してわからない、これ中にセンチュウが入っているかもしれないのですが、まだその症状があらわれていない木というのも多数これはあると思いますので、そういったものについてなかなか全部を切り切れていないという状況にあります。それから、そういったものがやはり年度を越して、例えば6月、7月ごろからそれが葉が茶色に染まるとか、そういったことで改めてああ、これ松くい虫だったというようなこともございますので、そういった予防的なその精査をしまして、そこの部分を何とか切っていきたいとは思っておりますが、93%という数字はなかなかそういう面も含めて非常に難しい数字ではあると思いますが、予算の許す範囲内で頑張って伐倒していきたいというふうに思っております。

あと、調査後に確認された被害木への対応はどうするかということなのですが、これにつきましても先ほどと関連しますが、これから2月に補正予算も、現在の量を見ますと補正予算での防ぐ対応もしなければいけないと思っておりますし、当初予算にも伐倒駆除のほうがありますので、これ被害木として確実なものとして認められたときは、それを生かしながら伐倒を進めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やっぱりこの松くい虫対策でよく言われるのが、財政的なこともあり、予算を確保できないで徹底的な駆除がなし切れていない。そして、やはりこの秋季の調査後以降に被害が被害木となる松もあるわけです。そうすると、そういうものを認識した時点で、把握した時点できっちりと対応を

くまなく行っていくということが大事なのでしょうけれども、いかんせんそれを着実にというか、完璧にやっていくためには、予算確保というのが大きな問題になってくるのだと思うのですけれども、やはり7号線、1年中酒田に向かうときに通るたびに、いわゆるこの林きれいだなと思って通ることというのがなかなかない。伐倒駆除が終わった後、春先後などでも赤く枯れた松が見えるという状況というのがやっぱり徹底駆除というのがこの冬期間の間になされないのが大きな要因なのではないかなと思っております。

次に移らせていただきますけれども、松くい虫の被害木の発生区域というのが拡大していることは現実視されます。月光川北部、吹浦から三崎までの海岸線における松枯れというのも、昨年あたりからまたひどくなってきているなと思っております。この月光川北部の海岸線の松林というのは、非常に民有林が多く、そしてその中に国有林が占めているという形になるかと思いますが、一番最初に遊佐町で松くい虫被害が確認された三崎地域、これは国有林になるのだと思いますけれども、これは二十数年前に確認されて、そして伐倒駆除、そしてビニールで覆って薫蒸処理みたいなのがなされ、その後で松が植林されたわけですけれども、その二十数年前に植えた松が赤く枯れ始めているというような著しい状況になっていることを行政サイドでは把握しているのかしていないのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

二十数年前に最初の松くい虫のほうは秋田側のほうから広く入ってきて、三崎、女鹿、鳥崎、そういった地域がすぐ赤くなって、それを伐倒したという経過があることを、まずそれは存じております。今の現在の状況ですけれども、三崎と西楯の保安林、これについては山形県の治山事業のほうで伐採、伐倒防除をしているということになってございます。町全体の中で月光川以北、吹浦より以北については、地区保全森林ということで西浜地区の高度広域機能森林と同様、これは防除を必要とする区域と指定されているものでございますけれども、やはり最優先が高度広域機能森林、防風林、それから潮害林、そういったもののほうに今伐倒のほうに予算、その他労力を傾けている状況でございますので、どうしても地区保全森林のほうにまだ手が回っていないという状況でございます。西浜地区の被害が一定の終息を、早目に終息を迎えるように事業を進めまして、その段階でこの月光川以北の地区保全森林についても、伐倒や植栽等森林整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ、対策を講じている地域というのが地域でもなかなか93%以上の駆除がなされない状況である。そして、そのエリア以外で発生している松くい虫に対しては、特に民有林などにある松くい虫被害木に対しての対策というのはなかなか講じ切れない状況にある。しかし、松くい虫自体は、4キ口飛行するとか7キ口までは飛行するのだというような調査もなされております。そうすると、そういうふうに被害木が残っているとどんどん、どんどん被害木が松くい虫によって拡散されてしまうということで、これは国も県も町も、そして民有林の松くい虫被害木をいかに切るかということをやっぱり講じていかなければいけないことなのだろうなと思います。月光川北部においても被害がどんどん、どんどん広がってきているということを提唱させていただき、この項は終わらせていただきたいと思います。

次は、教育課のほうに移らせていただきたいと思います。16ページ、これは3番、菅原和幸委員が質問した件と同じになるわけです。これは、施設改良工事費というのが3,542万円ほど不採択によって減じられ

ている。そして、中学校の暖房機器に関しては、さきに教育長がやっぱり大変な状況にあるのだ。教室のヒーターなども、大変な状況にあるのだというふうな答弁もありました。これから冬場に向けて中学生の皆さんの就学環境がいかん保たれているのだろうと心配したところでありましたけれども、先ほどの答弁にも質問においても、いわゆる教室と言われるエリアでの暖房機器というのは新しいものに更新されているのだということではっきりとしたところがございます。先ほどの答弁で私のここに関する質問も、十分な答弁がいただいているものだと認識しておりますので、この項に関しては閉じさせていただきます。

次、16ページ、款教育費、項小学校費、目教育振興費、節備品購入費、教材備品費として15万7,000円ほどが計上されております。その内訳というのは、蕨岡小学校電子黒板購入費の不足額というふうなことになると思います。この蕨岡小学校に電子黒板を配備することへの購入費不足分ではありますが、当初計画にこの電子黒板を配備する計画というのはあったのか、その有無についてお伺いすると同時に、電子黒板とはいかなるものであるのかお尋ねします。町長が議員だったころに電子黒板の配備を提案されていたことをおぼろげながら記憶しておりますので、間違いのない教材備品とは思いますが、説明願いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 答弁申し上げます。

今回蕨岡小学校に電子黒板を導入をしたいということでの補正のお願いでございますけれども、既決予算で蕨岡小学校の教職員用のパソコンを入札により購入をしましたけれども、思ったよりも低額で購入ができたというふうなことから、その残額に今回の補正の金額を足して電子黒板を1台蕨岡小学校に購入をしたいというものでございます。これにつきましては、来年度蕨岡小学校が公開授業研究発表会の担当校でもあるということで、導入を前倒しして先生方に操作になれていただくというふうなことも含めて導入をしたいというふうなことでございます。

電子黒板につきましては、パソコンと接続をすることによって、写真ですとかあるいは電子的なそのデータの教材、こういったものを表示をする。さらには、その表示したものについて、電子ペンを使って記入をすることもできるということ、機能がございます。ですから、先生はもちろん生徒もすごく意欲を持ってこの利用ができるのではないかとこのように思っておりますし、その記入したものについて保存をする機能もあるというふうなことでございますので、そういった機能つきのものをぜひ購入をして学習に役立てていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（松永裕美君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 加えて、私も詳しくはないのですが、私のほうで若干補足させていただきます。

電子黒板は、導入ということで3年前、2年前、文科省が一斉に手を挙げてした時期がありました。遊佐はちょっと待とうと。というのは、機種がどんどん更新されて、もう隣に専門家いますけれども、3カ月しないうちに前のやつはもう古くなるのだと。だから、慌てて補助があるから買って行って、使えなくなるとは言いませんけれども、やっぱりちょっと待って、もっといいのを導入すればよかったなというふうにならないようにしようということでちょっと待てとということでブレーキかけたのです。いよいよあれから2年、3年、ちょっと年数的に確かではありませんけれども、大分たってきましたので、まさに日

進月歩でありますので、その有用性といいますか、これは重要で相当活用できるという様子が見えてきたものですから、簡単な使い方は今の現物投影機というのがありまして、ノートに子供たち書きますよね。撮ってテレビに映るのです。今までそれ一々紙に張ったりなんかしていたわけですが、コピーしたりして。それがただできるのですが、大変便利です、授業ですぐ活用できるわけですから。ところが、テレビだとやっぱり画面ちっちゃいものだから、暗い、見えない。そうすると、電子黒板ある程度面積がありますから、そういうのは一気に映せますし、さっき言ったように購入してこのデータをとっておいてとか、そうしますと今いろいろICTを活用した授業の改善ということが当然これからの世の中に育っていく子供たちは必要不可欠ですけれども、そろそろ遊佐町もまず来年度研究委嘱をしている蕨岡小学校を手始めに、年次的に中学校まで整えていくタイミングが来たかと。最終的には、本当は各教室であれば一番いいのです。そこまでもいかないと思いますので、2学年に1つぐらいあるような、そんな態勢までに徐々にしていきたいという思いの今スタートラインについたということでご理解いただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この電子黒板というのはいかなるものかというのを私も関心あったものですから、昨日教育課のほうに行ってその購入予定の電子黒板のカタログをコピーしていただいたわけですが、こういうことができるのだと。ホワイトボードみたいな形なのです、大きさに。そして、上にプロジェクターみたいなのがついていて、そしてホワイトボードにその画面が表示される。そして、電子ペンでそのホワイトボードに記入すると記憶ができるということというのは、すごい機械なものだなと思ったわけですが、記憶ができるのか。では、教える先生方も誤字脱字、計算間違いなどはできない時代になったのだと非常に寂しく思ったわけです。教育長あたりは、今の時代でなくてよかったかと胸をなでおろしているのではないかなと思うのですが、書いた黒板がやっぱり保存されるということで、大変な世の中になった。その分だけやっぱり先生方のヒューマンエラーというのが後々に残ってしまうという危険性もある。地域集落排水事業でも、若干のヒューマンエラーがあったようですが、ところで蕨岡小学校から始まって、今後の小学校への配備計画はと質問しようと思ったのですが、教育長のほうから答弁いただいたわけですので、これやはり教育長の答弁にあったように、各校にいわゆる町内の小学校、中学校を含めて計画的に配備していただければありがたい。できれば、各校に2台ぐらいあると、あれはパソコンと連動して使えるものでありますので、ホワイトボードみたいなのが移動できるようなものもあるみたいですので、ぜひ配備計画はほかの各学校にも計画的に配備していただくように要望させていただきます。

答弁ありましたら。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回蕨岡小学校に導入をさせていただきたいということでもありますけれども、残りの4つの小学校につきましては、平成29年度に各1台、それから中学校につきましては、その後平成30年度に少ないのですが、1台というふうなことで計画をしているところでございます。教育長答弁のとおり、計画的に順次整備してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) ぜひそのような形で配備計画を計画的に進めていただきたいと思います。

最後になります。やはりこの件は聞かなければいけないなと。余りテーブルに上げたい話題ではないのですけれども、この項は聞かなければいけないなと思ひまして、地域生活課、ページは15ページ、款はこれは土木費です。そして、項は住宅費、目は住宅管理費、節は工事請負費、先ほども3番、菅原委員が質問しておりましたが、若者定住町営住宅建設事業費が1億2,900万円減じられております。そして、用地取得費もこれ5,000万円減じられております。しかしながら、これというのは次年度事業へという形になっているのではないかなと思ひます。そして、まだ第8次振興計画の第1期というのは、議会のほうには提示されておられませんけれども、多分この建設費というのは29年度予算にのっかってくるのではないかなと推察しておりますけれども、この計画見込みです。計画見込みというものがいかなる状況と考えていらっしゃるのか、まずは地域生活課長より答弁願ひたいと思ひます。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

今説明ありましたように、今年度の予算大幅に減額をさせていただくことにいたしました。というのも、事業が進まないということで、このついた予算を利用できないということからですけれども、まずこれまでも説明しましたように、この計画につきましては所有土地の購入予定地の一部で訴訟問題が発生しているということから、用地の取得ができない。そのことで事業自体が一部中断している、そういう状況でありますけれども、これにつきましては、これまでも説明したとおりこの問題が解決次第進める予定でございます。

ただ、できるところから事業は実施したいということも申し上げておりました。今回というか前回の議会では承認を得て、5,870平米ですが、その用地を取得させていただきました。この取得した用地につきましては、当然すぐに利用したいということから一旦まちなか駐車場という形で利用させていただくことにして、既に先月の9日工事発注をしておまして、3月24日までの工期で駐車場造成の実施をしているところでございます。今後はということになるわけでございますけれども、もちろん今後につきましても、条件が整い次第すぐに建設に取りかかりたいということをお申し述べておりますので、予算としては第1期実施計画に計上させていただいて、来年度今回実施しているものを除いたものについては、全て再計上をさせていただきたいというふうに考えておりますし、そのように計画に沿って進めていきたいというふうに考えています。

委員長(松永裕美君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) この係争関係にあるところの土地というのが解決しない限り、やはりその若者定住町営住宅建設というのは遅延してしまう。しかしながら、今まちなか駐車場の工事も始まっておりますので、これからバックするということはできない。今のまちなか駐車場というのが有効に利用されることと、やはり真ん中の一番の若者定住住宅が建設されるだろう予定地の購入が一日も早く済み、公有地化が済み、一日も早く遊佐町の誇る若者定住町営住宅が建設されることを望んでおりますが、この建築費というのが当初の予定よりもきのうの文教産建常任委員会でも、この建築費自体が調べてみると当初の建築費予算よりも多くなっているというが、高くなっているというようなお話もあつたやに伺っております。その現在町が試算しているところの若者定住町営住宅の建築費は、どのぐらいまで膨らむだろうと想定し

ているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

この一連の事業、最終的なその完成を見るまでには、用地の取得は当然ながら、その後設計、詳細設計ですけれども、詳細設計、そして造成、建築となるわけですが、まず設計と造成については、ほぼ町のほうで既に積算する情報も持っていますので、これまで出してきた情報とそれほど大きな差は出てこない。ただ、一部資材の単価の値上がりとかいろいろありますので、そういった意味の変更はあるかもしれませんが、大きくは動かない。ただ、建築に関しては、今の情勢もありますけれども、我々としても実は正確なところはまだつかめていないところです。これまで予算計上させていただいた単価については、町内でアパートを建設されているわけですが、その実績と、それから町外も含めて大手企業が実施しているアパート建設、そういった情報もとにして平均して実は出しておりました。それで計上させていただいた金額が工事費という形、造成も込みで平成28年度当初予算が1億7,900万円、その内訳は建設が1億400万円、造成が7,500万円という形で上げさせていただいております。これからの予定、実施計画になるわけですが、そこではどのような形で上げるか。このまま今回実施した造成分を除いたものがそくと上がれば、これまでどおりという形でありますけれども、先ほども申しあげましたように建築に関してはその詳細をつかみ切れていないというのが実情でありまして、今段階でもさまざま情報を集めているところです。メゾネットタイプということですので、この辺にないものですから、酒田の実際の建設されているところを視察させていただいております、2回ほど。そこでも、業者さんは余り単価のことは話はしたくないのだと思うのですが、そこを何とか聞き取りをしておりますけれども、そういった情報をもとにして計算をしたところ、この建築に関してはやはり少し不足だろうということになっております。

今それこそまだ詳細設計が済んでいない状況ではありますけれども、まず金額が我々の概算では1,600万円くらいは不足するのかな、そんな感じて見ておりました。ですので、実施計画のほうにもそのような形で事業費、特に工事請負費については計上させていただいて、協議をさせていただいたところでございます。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 財政を有効に使うということ、予算を有効に使うということやはり町は考えなければいけないのだと思います。西側と東側の公有地化に関しても、過疎債適用がならなかった。そして、開発基金で支出しているとなると、過疎債使えるものと使えないのでは財政的な影響というのもあると思う。そうすると、遅延していることによってどんどん、どんどん当初の予定では出さなくてもいい財源、そして当初の予定よりもかかってしまう財源というのが必ずその遅延することによって生じてくるのだと思います。そういう意味では、これその若者定住住宅建設構想をもうバックギアに入れるとは言えませんけれども、やはり健全な予算執行、そして財源を意識したところの、財政を意識したところでの取り組みを強く求めまして、私の第4号に対する補正予算質問とさせていただきます。

委員長（松永裕美君） これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) それでは、お昼まで時間あるようですので、私から少しお願いしたいと思います。

最初に、今筒井委員もお話ししておりました若者住宅に関して、所管でありますので、課長にはお聞きできませんけれども、会計管理者のほうにお願いしようかなと思います。当初予算では、この若者住宅のために町債で2億2,230万円の上程がございました。今回これから皆減ではなくて削るのが1億9,830万円ということで、先ほどの地域生活課長の話によれば、まちなかパーキングには基金のほうからのお金が出ているということでしたので、今回このいわゆる町債をなくするの、差額についてはどういうふうに取り扱っているのかお伺いしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

おととい概要説明の中で申し上げましたが、公営住宅整備事業債、これがすなわち過疎債であります。この過疎債の減額を1億9,830万円させていただくというものでございます。過疎債の中のいわゆるハード事業に充当する分で、先ほど来説明もなっておりましたが、上物の建築がないまちなか駐車場の造成工事部分につきましては、1,000万円の県の振興資金を活用させていただくというものでございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) これ以上深くなると所管にかかわりますので、この件はこれで終わりたいと思います。

事項別明細の10ページ、歳出になります。企画費の中に報償費としてふるさとづくり寄附金返礼品が当初300万円から1,600万円近くまでなっております。いわゆる最初の行政報告の中で1億円を超える寄附金があったということでございますけれども、まずはこの中身どういうふうに戻礼品をもってこの予算立てになったのかお伺いをいたしておきます。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

ふるさとづくり寄附金返礼品、報償費1,596万1,000円の内訳でございます。9月補正で目標額1億円ということで補正をしていただきました。現在の寄附状況でありますけれども、11月30日現在で寄附件数が9,179件で、寄附金額が1億1,299万9,000円ということで、約1億1,300万円ほどの状況でございます。それを見据えて今回2,000万円ほど歳入として補正をさせていただきまして、それに見合う返礼品ということで、返礼割合につきましては77.6%ということで、現在取り組んでおります消費拡大前の高いほうの利率で今回は補正をさせていただいたということでございます。

委員長(松永裕美君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) この1億円超えというのは、9番議員が前々からぜひ2億円を目指してということで、それに沿って企画課長一生懸命頑張って1億円超えされたのだと思います。大変喜ばしいことだと思いますけれども、その1億円超えというのは、どういうことが一番功を奏したのかというのを少しお聞きしたいなというふうに思います。

委員長(松永裕美君) 7番、阿部満吉委員への答弁を保留し、午後1時まで休憩といたします。

(午前11時54分)

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（松永裕美君） 上衣は自由にしてください。

直ちに審査に入ります。

堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それでは、お答えをいたします。

ふるさと納税の要するにふえた要因というお話でございますけれども、最初に申し上げましたとおり、11月末現在での寄附金額が1億1,300万円ぐらい、約ということで数字が上がっております。この内訳を見ますと、9月の末から始めた消費拡大米、これ20キロバージョンと17キロバージョンがありますけれども、この数字は約4,100万円ほどであります。ですので、残り7,000万円近くについては、通常の米以外の特産品をお返ししているということになります。それだけふえた要因といたしましては、まず1つは年度初めに各商品の説明とありますが、商品の説明を全てリニューアルをいたしました。そのことによって、サイトの性格上新着情報扱いによって露出がふえたという部分があつて、皆さんから多く見ていただいたということが要因の一つに挙げられると思います。今の制度のふるさと納税の性格上、サイトで全て行っているということに考えますと、見ていただくことが一番重要なことというふうに考えているところであります。

あともう一つの要因といたしましては、今人気のあるのがやはり果物であります。メロン、スイカ、それから柿、これが非常に好調でありまして、特にメロンにつきましては、平成27年度は上限が1,000個ということでしていたわけでありまして、これを2,000個にふやしていただいたと。あと、スイカも新しく追加をしたという、こういった要因が挙げられてふえたのではないかとこのように考えております。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） そのいわゆるふえた方々を分析して、どちらの方面からふえたのかなというふうなことはちょっと調査していないでしょうか。例えば私の息子も県外にいるものですから、帰ってくるたびにふるさと納税という制度があるのだぞというふうに話して、ぜひというふうに広めているのですが、そんな取り組みもあろうかと思えます。毎年町外に出られる若い人たちもいるわけですので、その辺のアピールの仕方もあるのかなというふうに考えますので、その辺の分析もしありましたらお願いしたいなというふうに思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

基本細かい分析までは行っておりませんが、現在の状況はJAさんを中心に製品を出していただいているという状況でございます。ただし、ことしに入りましてからは一般の農家の方々、あと一般の企業の方々からも多く参画していただけるように募集をかけておりますので、ぜひ一般の農家の方も参加をしていただきたいというふうに考えております。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 1億円を超えるものに対する返礼品となると、遊佐管内だけではやはり玉がそろわないということもございますので、農協さんのほうのお世話になるのかと思います。それにしても、この前の学校給食の話もあったように、できるだけ町内産でおいしいものを供給できればいいかと思うので、その辺のことも考えながら返礼品もお願いしたいと思います。

特に加工品なども、何か最近少し脚光を浴びているようですので、その辺もあわせて6次化に向けてこれも一つのチャンスではないかというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

その同じページの19節に空き家利活用促進事業補助金が30万円ほど上がっております。当初80万円でスタートしたと思っておりましたけれども、その辺の内容についてお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

19節の負担金補助及び交付金30万円であります。内訳につきましては、6月補正で70万円を補正させていただきまして、合わせて150万円の予算を持っておりました。4月から10月までに9件ほど申請をいただいております。94万7,000円ほど交付をさせていただいているところであります。これから現在11月から今2件ほど申し込みといいますか、相談を受けております。あと、それを含めて3月までの見込み4件ということで、今後80万円ほど支出になるだろうということで30万円を補正させていただいたということでございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） その物件に対して、ほとんど入居者が望まれるということでのいわゆる家財の処分支援ということでこの補助金が使われているかと思うのですけれども、その辺の状況はどうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

全てこれまで申請された分が、今回今9月まで交付された94万7,000円の中身につきましては、リフォーム空き家等々を含めて全て空き家バンクに登録された件数でございますので、全て移住につながる物件でございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） いわゆるそれが移住につながるということであれば、物件的に酒田に近いとか遊佐町中心、元町に近いとかというふうな傾向というのは見られますか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 今回今まで申請いただいた中身を見ますと、1つは藤崎、茂り松、あと当山、福ノ中、あと町なかでいいますと南田筋、京田、前田、あと上蕨岡、鹿野沢もございまして。部分的に偏っているわけではないという状況でございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 大変安心をいたしました。遊佐町のこの環境にほれてということだと思いますので、今後とも続けていただきたいと思います。

一方、いわゆる危険家屋というのもあちこちに見かけられるようですけれども、国の法制化された以上、

危険家屋として町としても執行できるような物件というのは私もちよっと見られる、散見されるものから、その辺の整理というのはできていますでしょうか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

これ、企画とあるいは地域生活課との連携における取り組みと。ある意味住宅政策でもあり、あるいは治安、防犯対策でもあると。安全、安心の町づくりの一環であるわけですが、空き家の調査につきましては、企画課でこれまで4回ほど調査をして、私の手元の資料では昨年度の情報になりますが、それを申し上げますと、利活用空き家、住める空き家も含めて480軒ないし490軒あるという中で、いわゆる老朽危険空き家対策と利活用空き家対策を並行して進めているというものでございまして、今言った空き家の件数のうちどれほどの老朽危険空き家があるかの実数はつかめておりません。相当数あるというふうに踏んでおりますが、それから空き家というのは、あくまでも実際に住まいして、そしていわゆる住宅の部分であります。小屋とか倉庫の部分もありますので、それらも含めるとまた相当数あるというふうに踏んでおります。実際今年度に入りまして、また何件か地域、集落からご相談が寄せられている物件のうち、五日町からも相談が寄せられておりました。相当その要望どおりというか、完璧な形ではないのですが、一定程度の善処をさせていただいております。それについては倉庫なのです。そういった地域に倉庫が被害を及ぼしている、あるいは隣家に被害を及ぼしているというふうな状況もあつたりして、それらを総合的に対策、対応をとっておるという状況でございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） やはり個人所有財産のものをいろいろ行政が手を加えるというのは、なかなか難しい問題ではございますけれども、有害鳥獣の巣になったりとか、議会だよりの投書の中にもいわゆる空き家バンクに登録されているうちであつて、草ぼうぼうでこれは何とかありませんかねというような投書もございましたので、適正なる管理のほうお願いしたいと思っておりますので、お願いをしてこの項は終わりたいと思います。

その上、需用費の中に光熱水費140万円ほど補正がございました。当初は300万円から始まっているわけですが、この辺の内容についてお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

需用費、光熱水費146万円の内訳であります。これは、まちづくりセンターの電気料、水道料でありまして、電気料が116万円、内訳が稲川分が39万円、吹浦分が27万円、あと西遊佐分が50万円と。あと水道料が全部で30万円、内訳が吹浦が22万円、西遊佐のまちづくりセンターが8万円というような内容になってございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） この件に関しては、やっぱり当初からある程度年間の見積もりを出しての予算組みだと思っておりますけれども、ここに来ていわゆる増額の補正となった理由についてお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

西遊佐のまちづくりセンターについては、ことしの7月1日、吹浦については10月1日ということで、なかなかその当初予算では想定が難しかったと、電気料については、設計である程度、設計の中でその電気代のランニングコストというのは試算をしているわけですがけれども、なかなか実際実績とは合っていないということだと思えます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） やはり車にしても冷蔵庫にしても、新しいのを買うと結構燃費がよかったりとか、電気料食わなかったりとかというふうなことで、何か予想よりも高かったのかなというふうに感じられるわけですがけれども、その辺のいわゆる予想つかなかった部分については、どのようにお考えでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

一定、前の建物から比べれば規模も電気の量もかなり多くなっているという部分もありますし、当然新しくなった施設について人の出入りもふだんよりは多くなっていると。前年よりは当然多くなっていると、利用される方も。そういったことが要因に挙げられるのではないかと考えております。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） それで、私も前々からいわゆるこういう建物のランニングコストというものの調査をということで、前の菅原総務課長等々をお願いをして、当時の財務担当の中川、今現町民課長にもやらねまねではないかというふうにお話ししていたことです。総務課長、また新しく池田総務課長にかわりましたので、ここでまた引き継ぎになっていないかと思えますので、ぜひこういう財産の建物の年間ランニングコスト、市とか大きいところになれば、進んでいる町になればそういうものもホームページにアップしているところもございますので、ある程度のものではできないかなというふうに思うのですが、調査に行ってもなかなか各課でもつかみ切れていないのが現状でございますので、その辺予算組みに役立てることにもなろうかと思えますので、総務課長、ぜひランニングコストというものを調査お願いしたいというふうに思います。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

まず、所管といたしまして、この吹浦防災センターの改築事業に当たってランニングコストの試算はできておりまして、これは事業者からいただいているものでありますが、今手元には持っておりませんが、その資料の引き継ぎは受けておりました。

これらの吹浦防災センターに限らず、町有施設のランニングコスト、現在どれほどのこの光熱水費の節約、節減がなっているかという、これはLAS-eという事業の取り組みの中で取り組んでおりまして、また専門家のアドバイスも受けながらデータ収集に努め、それを集約した形で公表もさせていただいているかと思えます。その中で取り組みの一環としてのランニングコストの把握に努めて、そして幾らかでも経費の節減に努めていくという町の方針でございますので、なお一層充実を図っていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 試算ではそれは絵に描いた餅になりますので、結果どのようなコストがかかってきたかというのは、我々も知っておかなければなりませんし、いわゆるこれから人口も減ってきて、遊佐町の人口、それこそ8,000人になったとき同じ規模の住民サービスができなくなるわけですので、ある程度のやはり経費の削減ということを考えれば、そういうことから始めていかなければならないのだというふうに思いますので、今後ともその調査等もよろしくお願ひしたいですし、私らもぜひお聞きしたい項目でもございますので、よろしくお願ひします。この辺は、住民との懇談会の中でも毎回話題に上がる点でございますので、よろしくお願ひをして私の質問はこれで終わります。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は、町の新しい施設、まちづくりセンター稲川できました。西遊佐できました。吹浦もオープンしました。大いに活用をお願いしたいということを申し上げています。それは、地域の自治活動ですから、それなりにやっぱり活発、活性化していただくことが施設が新しくなって皆さんが喜んでその施設を使うということは、町としては望んでいるところですが、多少その辺の実質的な、ソーラーとかは稲川のまちづくりセンターもつけられてきました。吹浦の防災センターもつけられてきたけれども、それについて1年ぐらいの実際のそのどのぐらい発電するものかというのは、やっぱりしっかり計画と推定とデータをとらせていただきたい。その後、やっぱりしっかりそこからどのようになるかということがあらわれてくると思います。

ただ、今まで、今日まで西遊佐のまちづくりセンターについては、風力関連の企業より13.5キロワットの最新の蓄電施設を整えたソーラーを……

（「13.2です」の声あり）

町長（時田博機君） 13.2キロワットですか、しつらえていただいています。一般家庭で大体4キロワットぐらいですから、3軒分以上の電力がそのソーラーによって無料で企業において20年間貸借、お貸しをするというふうにいただいています。これについては、県の補助事業から年限が1つおくれてしまったので、県で補助金出せませんよという形の中でお願いしたところ、再生可能エネルギーを活用して遊佐町の地域貢献事業にしたいということで、民間の皆さんからちょうど12月10日ぐらいからですか本格的に稼働始まるということでございます。

試算でいけば、新しくなった分かなり電気使うのかと思ったのですが、実はほとんど普通のランニングコスト、電気料についてはもうほぼそんなかからない状態で、逆に企業さんからそれ以上の電力がかけ取れた場合は買電していただいて、地域で使っていただいて結構ですというようなお話もいただいていますので、そういうふえることでも想定されるものもあるのでしょうかけれども、今から本格的に稼働したら必ずやそれは今までよりもずっと町の負担が少なくなると、そんな施設も民間の力で地域貢献型という形でしつらえていただいていること、感謝をしたいと思っています。

以上であります。

委員長（松永裕美君） これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

ここで3番、菅原和幸委員への答弁の訂正と答弁漏れの申し出がございましたので、これを許可します。高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 3番、菅原委員への答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

要保護、準要保護の就学援助の答弁で、給食費につきまして2分の1というふうに申し上げましたが、全額援助でありましたので、訂正をさせていただきます。他の支援事業と混同してしまいました。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 先ほどまちなか駐車場の整備後の地目、どのような形で登記されるのかということでお話ありましたけれども、現在はまだ田のままで町が所有している形になります。整備完了後につきましては、道路も含めて雑種地で登録する予定です。というのは、完成形ではないという町の判断です。砂利のまま終わっているものですから、道路についても駐車スペースと同じ雑種地という形で今回は登記をさせていただきますというふうに思っております。

委員長（松永裕美君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 二番煎じのお茶みたいな質問になろうかと思えますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最初に、一般会計の歳出の部門ですけれども、15ページ、9款1項5目18節、避難所用機材購入費150万円、この内容をお願いします。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

これ、そのちょうど一つ上の需用費、消耗品費のマイナス150万円との関連でございます。一口に申し上げればつけかえでございます。消耗品から備品費に組み替えるというものでございます。現在町では、防災倉庫を各地区に整備、建築中ではありますが、その防災倉庫に備蓄する資機材について、今年度蕨岡と高瀬地区に防災庫を整備して、そこに備蓄する資機材について当初消耗品で購入するというふうな予算を計上しておりましたが、内容からしてもろもろ資機材品があるわけでありましたが、備品に相当する、例えば発電機、リヤカー、ガスバーナー、テント、担架について相当のそれに相応する予算額分を消耗品から備品費に組み替えて購入するというものでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 今地域、いわゆるこの防災機材の防災倉庫の場合、今説明の中には蕨岡、それから高瀬のこの2地域にいろいろこの備蓄品を配置したいのだということです。ちょっともう一つ書き忘れましたが、発電機とかリヤカーとかバーナー、それから担架等々です。今もう備蓄が終えているところの場合は、大体どのぐらいの品目を整備とかすることによって、まず備えることに対する憂いはなしとまではいかないけれども、このぐらいあれば、整備をすればよろしからうなということなのか。それともまだまだ、まだまだ、もういろいろ整備はしてきた状況にはあるのだけれども、まだ足りないでしょうという状況なのか、いかがなものでしょうか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

これまでといっても昨年度でありますけれども、稲川と吹浦の防災倉庫に備蓄品購入させていただきました。そして、今回藤岡と高瀬、そして来年は遊佐と西遊佐です。遊佐の防災倉庫は完成し、また西遊佐は今年度内というようなことで、両地区については来年度の購入という計画をしております。

要は充足度がどうであるかという考え方でございますが、地域防災計画、町の遊佐町防災計画の考え方といいますが、防災計画にその考え方を記載しております、そのもとでの整備を町が各地区に整備する。それから、各自主防災組織あるいは各ご家庭から整備していただくという考え方で備えをしていきましようという書きぶりになっております。おおむね災害発生から二、三日程度のものということで、その考え方を示しております。その考え方に基づきまして、町では金額にすれば今回の予算の、今年度の予算が大体460万円程度の予算を見ておりますので、町としてはその防災倉庫に450万円ないし500万円程度の内容物を備えていこうということで、これ地域の皆さんともいろいろとご相談を申し上げながら、その地区でやっぱり自然発災状況が違ってくるといこともありますので、地域の皆さんと相談をしながらその内容、個数について協議をして決めていっているということで、そのように進めてまいりました。二、三日程度という考え方がどうであるか、これが標準的な考え方なわけではありますが、その消耗品関係は随時更新ということも念頭に置いておりますし、これでマックスの装備なのだという考えは持っておりません。今後また地域、各地区あるいは集落の配備の状況とも相互調整を図りながら、町の資機材品の充実を年次的に、計画的に充足を図っていきたいというふうに考えておりました。

以上です。

委員長（松永裕美君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 例えば今現在もいろいろ装備品の充実度というのでしょうか、そういったことからしたときに、集落なんかでももう発電機なんかを所持している集落もあるし、またテントなんかもあるよといったことであつたり、それプラス地域の防災の倉庫ということになれば、意味合いがまた違ってくるのだ、それが当然だと思うのです。そういうことを考えれば、地域で町がいろいろとそういった物品の充実度を図っていくときに、地域としての考え方、それから地域防災でどのような集落では物を用意してほしいとか、用意しようという集落としての地域防災というような考え方、あと個人という説明もありました。当然個人からずっとスタートしていくわけですから、そういうことをやっぱり考えてみたときに、実際にあつてはならないけれども、災害が発生したということのために備えるわけですが、そういった発生したときの集落なら集落において自主防災組織がありますから、それにのっかっていろいろの運びを持っていくわけですが、老若男女、障害を持っている人、いろいろおられるのだと思うのです。そういった幅広い住民の視野をカバーしなければいけないわけですから、そのときに例えばどここの集落には車椅子の方がおるよというようなことであつたり、もちろんそれ以上に寝たきりの人もおるよということなんかあるでしょう。そのときの多様性がやっぱりそれぞれの個々のこの状況において当然違ってくるのだと思う、自主防災においてそういった対応しようということになった場合でも。

例えばこの車椅子の場合はいろいろマニュアル、そういった自主防災の多様性の中で町がいわゆるこうして車椅子のおうちの人がおるところであれば、こういうふうにやったほうがいいとか、そういった指導マニュアル的なものなんか集落、いわゆる自主防災なんかにもいろいろ徹底して、こういうものでぜひ行

動していただきたい、そういうものなんかもあるのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

自助、互助、共助、公助の考え方でいわばその全てが連携し合い、そして補完し合う関係であらなければならぬというふうを考えております。それぞれの対応策が全て重要なわけでありますが、その1つにやはり自主防災組織の活発化、活性化ということが重要だというふうに思っております。町では自主防災会活動助成事業というものに取り組んできております。委員からも例示ございましたとおり、各集落でいろんな形で事業に取り組んでもらっているわけでありますが、この活動助成金事業も相当利用をさせていただいております。今年度につきましても、15集落から活用をいただいております。テントだとかそれから一番多いのが消防用ホースなのですが、今年度はテントを購入したというところもあります。昨年度は発電機、投光器あるいはやっぱりテントです。ワンタッチのテントを購入いただいているという状況にあります。最近の情報では、この遊佐地区の1集落からもう1件申し出があると。中身の一つは、リヤカーという話が挙がっているというふうなことでありました。車椅子ではないのですが、それも運送用、運搬用という考え方が集落にあるのだというふうに思います。

そういった地域の、あるいは集落の自主的な取り組みに1つは期待するものでございますが、一方で公助という観点では、これは一般質問の中でも話題になりました。要支援者の避難行動につきましては、町で地域防災計画に基づきまして、遊佐町避難行動、要支援者の避難行動支援に関する全体計画というものを27年に定めておりまして、その支援のあり方、体制についてこの中で規定をして、訓練等も行ってきたというものでございまして、福祉関係でいえば民生委員の皆さんとの連携の充実も図っていきべきだというようなこともありましたので、まだまだ足りていない部分につきましては、今後これまた地域との連携に基づいて訓練の充実を図っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） そのようなことから、私も平成27年度の行政報告書の中にもたしかあったかと、そんなことから見直してみました。防災資機材備蓄状況というのがあります。それを見ますと、16品目ぐらいの中にはあります。自分はどのようなものなのかなとわからぬようなものもありますけれども、その中に確かに今課長がおっしゃったようなリヤカーとかそういうのも入っている。それぞれリヤカーはリヤカーでいろんな多目的な用途、使い道があるのでしょうか。人も乗せられる。物も運ぶことができる。いろいろと多面的な利用方法がある。

私さっき車椅子の方がおられたらなんていう話をしました。というのは、それも平たんな集落とか、いろいろそういう状況であればまだ避難の仕方もいい状況があるのかしれないけれども、集落の中には坂道あり、狭かったり、いろいろやっぱり条件が違う集落がありますよね。特に山手と言ったら失礼なのかもしれませんが、そういったやっぱり集落条件が違う、避難の状況も違って来る、そういったことがあり得るわけですから、例えばリヤカーは当然引き手の人がおって、それでハンドルをつかんで引っ張ります。それから、後ろから押す人も当然おられるでしょう。そういった感覚的なことを考えてみると、先ほど筒井委員からもアドバイスを、ヒントをいただいたのです。私も、テレビを見た記憶があるのです。車椅子

に引き手を前につけてセットすることによって、車椅子を引くことができるというのが一つのそういった車椅子の人がいざ避難するという状況において、こういうのがあるよということでテレビで私も見たことがある。だから、そういうのをいろんな備品の中にそういったことも、ああ、当然何か住民の皆さんからこういうようなことを、自分が今お話ししたようなことが何か車椅子も前にあれハンドルつけると引くことのできるのあるそうだねというようなことになったときに、そういうのももちろん集落なら集落、自主防災でぜひ用意したい、うちのほうにもおるからということであれば、そういったものは、町でもそういったことの対応性はとれますよという物品の1つに私はぜひしていただきたい。これちょっと調べてみてくださいも、必ずありますから。やっぱり弱者、生活弱者の人がいかに迅速に避難できるかというようなこともとても大事なことです。ぜひともお願いを申し上げたい、このように思います。

次、また総務課長にお尋ねしましょうか。実は、介護保険特別会計でありますけれども、今回補正は一般会計からの繰り入れ、一般会計からすれば繰り出しということになるわけです。200万円ですか。このことに云々ということではありません。というのは、もういろいろとこの一般会計からの繰り出し、受け手が繰り入れということは、いろんな特別会計あります。それを一々、一々申し上げるつもりはありません。その中で、今一般会計、地方交付税、平成27年度も34億円です。そういったこと、それから昨年度の場合は国の支出金、県の支出金、そういったもの、今までないような状況において歳入として入りました。他方、その繰り出しを特別会計にしているというのは約10億円です。それは、ある意味全体で88億数千円円の歳入があればこそできるわけだと。例えば今私が何を話したいかということ、それをボクシングに例えたら、いろいろ親方であるトレーナーがおって、それから選手もおって、選手がリングに上がる。上がったときに、いろいろさまざまな闘いがあるわけです。その中で、闘う人は一般会計だと思う。例えです、ボクシングに例えて。そして、特別会計はその子供等と申しましょうか。ボクシングの闘いですから、健全な強健な体質の者であるならば、少々ボディブローを食らっても、ましてやジャブを食らっても、そうそう自分なんかは倒れることはないのだ、そういった意識があるかもしれない。だけれども、それも重なり、重なりずっといくと、財政の中で出し続けると、いつの間にかこの繰入金というものが一般会計にきてくるのではないだろうか。今強靱な体質を持っている一般会計だから、ジャブを食らって、それでこうやって繰入金で特別会計に出しているけれども、こういう状況が私はずっと続くという予測は当たらないと思う。ですから、これからの3年とか5年先という時代の変遷を考えたときの遊佐町の財政、そういったものを考えたときに、今例え話で申し上げました。このまんま出し続けていくことが可能なのか。遊佐町の財政として可能なのか。いや、やっぱりいろんなシミュレーションを置いて、こういう状況も来るかもしれないというシミュレーションをしっかり持ちながら、年次、年次遊佐町の財政をやっていこうとする努力を持っておられるのか、その辺聞いてみたいと思います。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 一般会計と特別会計の含めた繰出金等の財政については、私が非常に苦慮してきた経過ありますので、ここで答弁させていただきます。

平成の始まった時代は、繰出金2億円しかありませんでした、遊佐町で。平成7年、私が議会来たときに4億円でした。今10億円を越す繰出金を出さなければ、全体の会計連結で持っていけないというのが現状です。一番大きな原因は、下水道事業だったのです。下水道事業、私が就任したとき62億円の借金あり

ました。元金だけです。そして、必死に実は今8年目迎えていますけれども、25億円ほど払ってきました。ところが、元金ではまだ12億円しか減っていないという現状です。要は利子が元金と同じぐらいに返していかなければ、特別会計持つていけないという現状であります。とにかく今もやっと28年度終わったところで、公共下水道の起債残が50億円をまだ超えているのです。そこら辺をやっぱり、ですから私は就任2年目から14億円を超していた公共下水道特別会計を半分まで削ってきたのです。それは返せない。いわゆる借金を返せないような放漫な経営はできないから、事業費を半分にしておと、何とかここまで、少し事業完成はおくれましたけれども、もうあと2年ぐらいではぼ計画をやるだけのものが出てきました。

ただし、もう一つふえた原因の大きなものは、介護保険制度が始まったということなのです。介護保険制度の一般会計の繰り出しは、規定では8分の1です。特別会計へ一般会計から繰り出しの規定では8分の1、いわゆる12.5%を町が負担しなければならないということになっていますけれども、実質が決算を見ますと、恐らく15.5%か16%近く、そのぐらいの繰り出しになっているはずで、そして、今国民健康保険も20億円いきます。その中で、一般会計から規定によって繰り出しをしなければならない。今まで就任以来私は8年間で一般会計に20億円の改善してきました。特別会計で25億円以上の会計改善をしてきました。これがないと町の財政もたないという現状でありますので、それを見ないと健全財政やるためにはもう必死に苦勞して、特に下水道の加入には本当に、下水道加入率をやっぱり何とか上げることによって、町の生金の支出を抑えようとして努力してきたということは、議会の皆さんも数字を見れば理解できると思いますので、事業はやった。だけれども、接続率が全然だめだったという形になってしまうと、もう本当に膨大な元金と同じ利息を払わなければならないという現状が平成21年公共下水道の利息だけで1億5,000万円超していたのです。今やっと利息が9,500万円台、1億円やっと切ってきた現状で少しほっとしているというか、将来的な負担率でいくとかつての125.7から今39.5、1年分の1.25年分あったのが今は0.395まで改善してきた。だけれども、下水道というのはこれからもまだまだ償還は続くという中では、やっぱり無駄な投資はしないで一般会計を超健全にして、山形県でもトップクラスにしていかなないと、なかなか繰り出しに耐える町にはならないと、そのような思いをして財政しっかりと締めるところは締めさせてきたという現状でありますので。

ただ、考えてみますと、これまでの借金を返さなければならない形でいけば、まだまだ下水道も含めて繰り出しは減るような状況ではないということですので、一般会計を物すごく経済しながらしっかり立て直していかなければならないと、このように思っているところです。

委員長（松永裕美君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 町長る説明ありましたけれども、だからです、だから。私、例えばボクシングに例えましたけれども、特別会計のほうから毎年一般会計にジャブが来るのです。まだぱちぱち、ぱちぱち当たっているうちはいい。これがジャブも強くなったらこれききます。だから、そういうような意味合いで私は例えてみたのですが、そのためには今のように、今平成27年でも地方交付税36.何%ですよ、全体の歳入の。そういった36.何%だから潤沢だという言葉は適切ではないかもしれないけれども、そのぐらいのパーセンテージを持ちながらも、なかなかこれからの遊佐町の財政となってくると、町税のこれから伸びようかなということの工面というのは大変難しい。だから、今そういった潤沢という言葉を使わせてもらうなら、地方交付税のそういった比率の高さでまだジャブを、ボディブローも来ているかもしれな

い。打たれてもまだ耐えるのです。ですから、将来的なことを考えたときに、しっかりと町長も言われていましたけれども、これからやるのだということのやるということは、シミュレーションちゃんと試算をこういうふうにしたらどうなの。そうしたら、どういうふうになるのということなんか置くことによって、それを年次、年次、ああ、ことしはこうなって、来年はではこういうふうに行こうという試算になるわけ、試算に。だから、そういったことをやることによって、そしてやっているということなのでしょうけれども、意味合いがもっとやっぱり厳しくなることを予想しなければいけないと私思う。

その辺を町民皆さんも、もう血税をもって、納税者の義務ですから、これ憲法にもしたためていますから、納税しなければいけない。そういった血税を納税している状況にあつて、やっぱり担当職員の皆さん、町長初め部署の皆さん、あと当部署とは私の所管は関係ないということではなしに、いろんな課長会議もあるわけですから、これから……もう始まっているのか、来年度予算編成。だから、そのあたりにもまた恐らく普通であれば3月定例議会なのだけれども、町長選挙が3月予定されていますから、今回の場合は2月ですよね、定例議会。そのときには本来来年度のためにいい議論したい。そのためには、いいもの出してください。こういう案でどうだ。お願いします。

終わります。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐町の議会ですばらくに財政の質問が来たということ、大変私はうれしく思っています。

かつては、私が議員のときは財源が足りなければ地方交付税、国が面倒見ているから税収を増を図らなくてもいいという申し首長いました、我が町でも。私は、そんな思いは一切していません。今ソーラー発電によって、30ヘクタールで新たな、人口は減りますけれども、税収の入る仕組みをつくっていますし、また来年7月なれば風力が完成する。完成して稼働すれば、再来年の1月からはその分の償却資産税ももらえるようになる。そして、生活クラブで35ヘクタールに今我が町でソーラー発電をやろうとしていますので、それら等も踏まえて人口は多少は減っていきますけれども、税収だけはしっかり減らないような手だてを何とか民間の力かりながら、特に国有浜地の風力については、当初酒田市さんからはもうかりますから町でやりませんかと申し入れをいただきましたけれども、いや、町ではそれだけの人材を確保することはできませんし、資金もありませんから、民間によって事業を進めていただければ幸いですというような形で、自治体枠で遊佐町枠で民間に手を挙げていただいて今事業をやっていただけるということであれば、完成すればそれなりの固定資産税は風力分も含めて我が町に納めていただけるような状況ができるということ。ですから、ここ5年先、10年間に見ればそんなにも税収は減らないような、維持できるような手だてを民間の力をかりて仕掛けてきているということもご理解お願いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは、先ほどからふるさと納税のお話が盛況でありまして、私も一生懸命頑張ってくださいという応援団として、1億円と言わず2億円という話もさせていただきました。それに合致して今納税額が伸びておりますが、まずその返礼率というのはどのようになっているのか。個々の物品でその返礼率は違うのか、その辺伺います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず、基本的な返礼率といたしましては、寄附の半分ということで50%が基本でございます。商品によっていろいろばらつきはございますけれども、50%以下になっているのがほとんどということで、米につきましてはさきの6月議会、9月議会でも説明させていただいたとおり、20キロコースについては77.6%、あと17キロコースにつきましては約65%ですか、そういった返礼率になっている状況でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まず、伸びしろはお米だという話もさせていただきまして、9月にその要綱の変更ということで説明したと課長は言っておりましたが、我々余り認識なくて、そうだったのかなという話であります。おかげさまで、そのお米が返礼品に加わったことで、急速にそのふるさと納税の額がぐっと伸びました。それはいいのですが、あのお米とすぐお米の部分は終了したというか、予定した現物がなくなって終了したということでありまして、また新たにお問い合わせしてやっとな。このお米のその20キロが77.6%、送料、その他含めれば多分これはちょうどプラ・マイ・ゼロかなと、20キロの分は。

考え方として、産業振興のためにやるのだという考え方、これは多分三川町はそうなのだと思います。なぜかという、三川町特産品は、この場で言うで大変失礼なのですが、お米ぐらいしかないとはいえず、それで阿部町長からお叱りを受けるかもしれませんが、私の所見であります。そうすると遊佐町みたい共同開発米、特別栽培米が町の7割を占めるという町はございません、日本全国探しても。三川に行くと、ある人が特別栽培米農家という名刺を私にくれました。遊佐町に来るとき、これ配らないほうがいいぞと私は言っておりました。やはりそれなりに遊佐町のお米の栽培技術とか提携先、それからそのお米にかかわるその売買ルートががっちりしております。今7割がその共同開発米として、もう田植えするときにおおよそ食べる人が決まっておって、残りの3割が全農関係で、そして酒田の庄内みどり農協が直接米として今はえぬきが人気でありまして、お米を売る手段としてそんなに苦労しなくてもいいような状況です。なので、お米をいっぱい売らなければいけないという産業振興のためだというのであれば、77.6%もいいかもしれませんが、それとよく企画課長が言っておりました返礼のためのふるさと納税ではない。基本はあるのだという話をしていましたので、私も本来であればその基本にのっとりやるべきかなというふうに思っています。この返礼率をこれからも維持していくのが、それお聞きします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

この20キロバージョンに関しましては、返礼品の金額としては先ほど申し上げましたとおり77.6と。いろんな経費を含めると、最終的には約85%ぐらいの経費といいますが、私は経費とは思っていないのですけれども、それだけのお金がかかっているということでございます。お米に関してはいろんな議論がございます。ただ、何度も説明しましたとおり、米は町の基幹産業でありますので、その消費拡大には一定努めていきたいという部分が1つと、あとはもうこれは一つの町の情報発信の手段の一つだということで捉えておりますので、全国の遊佐町を知らない方が今先ほどの阿部委員の答弁にお答えしたとおり、4,000人ほどの人がこのお米を初めて食べたか、この中には初めて食べたという方がほとんどという状況でありますので、ある一定程度遊佐町の情報発信はできているというふうに考えております。仮にその

4,000人の中で何人かはリピーターとしてまた申し込んでいただけるという状況にあれば、それはそれで町としては一定の成果があるのではないかというふうに考えております。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 私は、この返礼率をこのまま維持していくのかというふうにお伺いしたのですが。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 今JAさんとの話で、月上限が1,000個ということで提供をしております。とりあえずは、来年度はこのまま続けたいというふうに考えております。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 本当にお米を食べてもらって、全国の皆さんから遊佐町というものを知っていただくということは非常に大事です。ありがたいことです。なぜお米が伸びたかという、この返礼率にあるのです。自分の税金から引かれる部分と、これぐらいの返礼品をもらえば、やはりお米というものは毎日食すその基本的な食料でありますので、人気が高いというのが本当の話であります。まずは、これで維持していくということでありまして、そこに私たちはもっと返礼率を下げなさいというものではないけれども、ほかのその特産物はでは一体どうなるのか、その他の産物のバランスはどう考えていくかというふうになります。米だけが7割で、うちのほうはずっと5割だと言われたら、米だけは別なのですよと言ってそれで済むものが済まないものかという心配がございます。その辺はどのようにお考えですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今のところ町の考えとしては、返礼率を上げるという品目については米しか考えていないという状況でございます。ただし、それでいいのかという話も当然議論になるかと思えます。町としては、いろんな品目に対してこれから取り組みを強化していくということも考えております。例えば今果樹が非常に人気があります。今出している数は非常に限られておりますので、そういったものを品ぞろえを要するに農家の方々から安心して生産をしていただけるような体制、例えば事前にふるさと納税の申し込みをいただいて、その後に生産をしていただく方式だとか、いろんな考え方ができるかと思えますので、その辺を少し検討しながら、全ての農家の皆さんが参画していただけるようなふるさと納税にしていきたいというふうに考えております。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 農業生産物というものは、前年からの計画でないといと生産できないというのが皆さんもご承知のとおりであります。なので、来年度に向けては今からしっかり計画を立てて、今課長も言っていましたように、皆さんに周知して、いろんな方向性から提案していただきたいという話であります。

いろんな方向性からも提案しますけれども、現在こういう状況でありますので、まず納税額を私は庄内一円に負けるなというような話をしましたけれども、その返礼率のことも含めて、後々考えながら持続性のあるようなやっぱりふるさと納税にしていけないと、これは今は隣の町がこれだからという話であります。これ維持していけないとどうしようもないそのことでもあります。先ほど8番委員も、これからの納税、町税のことはどうするのだという話でありました。これ、ふるさと納税は全て町単の税収になります。ソーラー発電は、25%しかならないのです。残りの75%が地方交付税の算定で引かれていくので、

なので、ふるさと納税も頑張ってくださいということになりますので、まずはよろしくお願ひしますとしか言ひません。まず、頑張つていただきたいと思ひます。

次に、10ページの総務費、一般管理費、15節工事請負費の1,100万円のマイナス補正について伺ひます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

今年度庁舎のエアコンの全面改修を予定しておりましたが、来年の夏に向けてということになりますが、その計画を見直ししまして、予算的には皆減という形にしまして、これからはもう数年後になろうかと思ひますが、将来の庁舎の改築までにこの庁舎が長もちされていくよう延命対策というような形で随時故障があつたときにメンテナンスしていくという対応に切りかえるというものでござひます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 将来的に庁舎の改築を目指すという話であります。振興計画にはこの庁舎の今の改良工事がのつています。であれば、今課長が言つたとおり庁舎の改良工事も振興計画の中のものにのつていくべきかなと思ひますが、振興計画の中にあるのですか、ちょっとその辺伺ひます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 済みません、今実施計画は持つていないのですが、町の主要施策で拾えればと思つて見ておりました。計画にはのつていないはずなのです。のつていないはずで、計画行政を旨としておりましたので。

（何事か声あり）

総務課長（池田与四也君） 新たな計画ですか。改築に向けた新たな計画ですか。

（「第8次にのつていますか」の声あり）

総務課長（池田与四也君） 第8次の振興計画実施計画にですか。済みません、もう一度ご質問ください。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 振興計画に庁舎の計画がのつているかという話であります。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 失礼いたしました。

第8次振興計画第1期実施計画の中には、今構想段階であります役場庁舎の改築事業に関する計画は記載してありません。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 一番新しい8次にも記載がないということは、どこでその改築工事がゴーのスィッチが押されたのか伺ひます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

現段階の考え方についてお話をさせていただきます。これも、また一般質問の中でお答えをしたのですが、まだ庁舎内の課長会議あるいはその前段の関係課長会議での打ち合わせ、協議にとどまっております。

いずれ全体スケジュールにもあらわしていきたいと思っているのですが、まずことし、来年と調査をしたい。その調査といっても、できれば年度末に向けて今年度は県内の、県外でもいいのですが、先進地の視察研修、施設見学等を行い、そして来年度に向けて庁舎内の担当課によりますプロジェクトチーム、プロジェクトを立ち上げまして、そしてその後町民の皆様、それから有識者を交えた形での計画策定会議、計画策定検討委員会を設立したいという予定であると。そのための経費につきましてはまだ少額、旅費だとか需用費関係程度にとどまりますので、予算規模からして、また内容からしてその実施計画に計上するような内容ではありませんので、いずれそういう状況が見出されましたら、当然にして実施計画には上げていきたいと考えておりました。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 時田町長は、計画行政を旨として今まで町政をやってきております。第8次にもっていないということであれば、なぜその振興計画にのっていた部分を皆減して、では新しい庁舎まで何とか我慢するのだという話であります。そうすればある程度のしっかりしためどがついたからその庁舎の皆減は延ばそうというようなことに私はなるのだと思います。それが今課長の説明によれば、これからその検討委員会を立ち上げ、これから何をしていくのだと言っている中で、ことしすばっと1,100万円ほど皆減をしております。なので、計画行政であれば順番をしっかり守っていったほうがいいのかという話であります。町長、どのようにお考えか。町長。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 済みません、自分の答弁にまた補足というような形になりますけれども、実施計画の話はされたものですから、済みません、そのとおりストレートにお答えをさせていただきましたが、第8次振興計画基本計画の中には、庁舎改築のことを規定しておりますので、それに基づいて実施計画にまたストレートに位置づけるだけの規模の事業費であれば計上したというようなことも想定されますが、先ほど説明したとおりそういう状況になかったので、実施計画の計上は見送ったというものでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 急にこれは皆減するというのは、よしやろうというようなやっぱり思いがどこかにあったのではないかなというふうに私個人的に思います。庁舎も、我々もうそろそろいいのではないかと。もう計画段階に入っているのではないのという人方も結構あって、何もこの一番危ないところはここだと言われているのですが、まずはしっかりした計画の中で庁舎建設というのであればいいが、降って湧いたようなお話で、話は出ていますけれども、計画的なこの数字に出る。この1,100万円の皆減は、数字に出たその改築の第一歩なのです、これは。だから、改築を目指すから皆減して少しずつ庁舎を長もちしてやるのだということでもありますので、それはそれなりにしっかり議会にも説明があって、皆減してこれからやっていくのだと。これから計画行政にも、振興計画にのせていくのだというような説明もあってもいいのかなと私は思っているのです。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 庁舎については、6月議会で土門勝子議員からいろいろ振興審議会でも指摘を受けていました。前年度も、庁舎改築について検討せよということ。そして、ことしのまた秋の振興審議会でも、振興審議委員の皆様からも庁舎については検討すべし、改築すべしという意見をいただいておりますので、私は10年の基本計画の中には庁舎は改築しますよという計画はのせておりました。ただ、第1期にのらなかったのは、基本的に実施計画にのる分については、100万円以上の新たな事業についてはのせるということが、これまでずっと実施計画の表にのせるのは、事業費として100万円を超す事業については新たな事業でのせるということでございますので、ことしは今年度、それから来年度に向けてプロジェクトチームづくりながら庁舎内で会議を起こして、そして町民にも呼びかけても、とても100万円を使うような大きな予算は計上しなくてもいいであろうということですので、それで実施計画にまだのせるにはそれだけの大きな予算を伴うことはないであろうという判断で進めさせてきたということです。

先日の菅原和幸議員からも、一般質問で庁舎の建築についてもお話しいただきました。何も議場で、私はこれまで秘密にして誰にも教えないでやってきたという経緯はございません。堂々と皆さんにお示しをして、お話をさせてきておりますので、それらについてはしっかりと計画で、かなりの予算を伴うとき、町民に大きなやっぱり負担を、税を使わなければならないときには、しっかりと振興審議会から予算を投入させていただきたい、このように思っています。まだ概算設計の場、段階でもありませんし、どこにどのような機能を持ったものを、いつごろまでに建てるかという議論がまだ始まっていない。まだ本当前準備段階だという理解をお願いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 前の段階だと。ところが、数字的には動いているということは我々は判断するわけです。

町長の個人的な考えとして伺います。町長は、この庁舎はどのぐらいの、もう何年先に、どこに建てるかとか、予算は幾らは別個にして、いつごろ建てたい。思いです、思い。そんな思いはあるのですか。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、今全国で入札不調が続出をしております。日向川と月光川の土地改良区の配電盤も、何か入札不調で値段が高くなって落ちないという話であります。今東京オリンピックの工事がひとつおさまるまでにつくったら、嫌に高いものつくらせられるだろうなという思いです。それは、たしか庄内町さんとか隣の合併したところで、合併特例債を使いながら何とかその期間内につくろうという発想のところは、それはその期限内というのがあるのでしょうかけれども、私の町としては、そんな一番高い真っ最中にそのようなものを向かうというのは、やっぱり非常識だと思われましょうし、オリンピックのプレ大会が開催されるころになればほぼ建設も一段落、そして資材等の高騰もおさまるでしょうし、それらが絶好の機会かなと思っています。

私は、予算については建物についてはほぼ20億円という想定をしております。その中で基金を6.6億円庁舎等に積みながら、一般財源3分の1の補助金とか福祉関連の補助金にすればもう少しもらえるかなという、いわゆる複合的なものを想定しながら、将来にはなるべく負担をかけないような形で、今でつくれるような形をしていきたいなと思っています。昭和29年の合併当時の後に、遊佐町は実は庁舎をつくって赤字財政団体になった経緯があるのです。そのようなことにはならないような形にしていかなければと思っ

ていますので、その辺の財政運営については、本当に細心の注意を払っていかねばならないと思っています。将来負担は、次の世代にはできる限り負担はなくして何とかつくりたいと思っています。そのために、財調とかも10億円以上ふやしてきたという経緯であります。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 町長の言うとおりで。オリンピックのこの最中に建てる人、まあいない。当然の話です。なので、町長のお考えとすれば、プレ大会になる3年後あたりには建設費も資材も落ちついてくるのではないかと。では、3年後ぐらいには建てて、4年ぐらいまでには入りたいものだと、個人的な意見として伺います。そのようなことをつぶやいたことはありますか。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、何も自分が向かったから自分の任期中に建てなければならぬと、そんな発想は持っていません。苦労の下準備だけは、全部私が責務を負うものであろう、そのつもりで6月議会で次を担わせていただきたいとさせていただきました。決して完成は、それは次の世代が引き継ぐものではないかと、このように思っています。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） この項はこれで終わります。

次に、同じ10ページなのですがけれども、15節の工事請負費680万円、町有地外構整備工事費の、これは企画ですか、よろしくをお願いします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

工事請負費680万円の内訳でございます。これは、遊佐交通跡地に進めております民間活力賃貸住宅建設促進事業に向けて、1業者から今提案を受けております。それに関連する工事費ということでございます。

中身につきましてはフェンスの設置工事、これはその用地の東側に大きい水路がございますので、その水路の転落防止ということでフェンスの工事が186万円、あと上下水道工事ということで327万円、公共下水道にかかわる部分と、あと上水道管の入れかえ工事であります。あとそれから、敷地内の通路といいますが、舗装の工事、これが166万円、これは6メートル幅の延長が60メートルであります。合計合わせて680万円という内容でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 今回の行政報告に町民活力賃貸住宅ということで載っておりますが、プロポーザルして1件の申し込みがあって、それに沿った形で今外構工事をするのだということの説明です。当初我々も議会の中では、あそこの土地を貸して若者住宅向けの賃貸アパートを建てていただくということしか我々の耳には入っておりませんでした。これは、こういう外構も道路もいろんなこともして、初めてその場合、プロポーザルに応じてやるという場合にはこういうこともして、こういうこともしてしますので、プロポーザルに応募しませんかという話は聞いていません。これは、当初からの計画があって、これ当初の計画ではない、補正なので。ないので、補正をかけて整備するというのは、相手側から要望があって初めてやるのか、そもそもプロポーザルする前に、決まったらやるというような計画だったのか。計画であ

れば、補正というものにはならない。計画になかったから補正というものがついてきたというふうに判断しますが、どうなのでしょう、この点。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

全協でこの計画、要するに民間活力の計画を説明したときに、フェンスの話はしたかどうかはちょっと私の記憶には残っていませんけれども、フェンスにつきましては当然その敷地の状況から危険であろうという想定はしておりました。ただ、あと中の要するに通路といいますか道路、それからあの下水道等の取りつけについては、下調べはしておりましたけれども、その提案いただいた内容によって変わってくるということは想定されますので、それは当然補正で対応をさせていただくという結果になったということでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 提案された内容で変わっていった補正が来るのだということは、そもそも補正する用意があったのか。提案がなかったらそのまま何もなし。プロポーザルされて提案されて道路が欲しいと言ったので、外構工事をしたのか。それとも、当初からやるのだと決めていたのか。いなかったから補正なのだと思いますが、これはどういう形で持っていくようなこと。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回提案させていただいた町の案としては、2,000平米の中で貸し付けるという提案で募集をかけております。例えばその申し込みする業者が2,000平米全て使うというような事業計画を提案をしていただければ、当然中の通路というのは出てこないわけでございますので、あくまでも提案をいただいた計画を見て今回補正をさせていただいたということでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは、プロポーザルした業者から提案をいただいて、町が道路を切ってフェンスをして水道管を入れるというような決定をしたということでのいいのですね。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 基本的にはそのとおりです。提案いただいた計画を確認をして、当然残った面積が今回の計画の場合は出てきますので、残った土地の活用も考えての今回の補正の提案でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） プロポーザルというのは、全体をその会社なり企業なりが考えて、そして自分から計画を出してこうしますよということで町がああ、これならいいということで採択するということがあります。なので、その中にそのプロポーザルしていただいた相手側から道路も必要だと言われて道路をつくったわけですよ。なので、これ最初にそういう計画がありきで向かえば、ほかの業者もああ、道路を切ってくれるのか、水道も入れてくれるのかとなれば、また条件も違ったのかなというふうに私は思っておりますが、その辺のことは課長はどういうふうにお思いですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

あくまでも事業者の提案に基づいてという形、要するに2,000平米の一体的な利用を考えての今回補正をお願いしたということでございます。当然今提案をいただいたその事業者、アパート建設に対しても利活用ができるという、全体を考えての提案ということでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まず、募集の中にも、そのようなことを条件として応募したという考えで、我々そういうふうを受け取っていいわけですね。やはりプロポーザルなので、そのとき、そのときその相手側と交渉しながら、協議しながら持っていくというのが、それはありますが、ありますけれども、その中でしっかりしたその情報の伝達というものが必要ではないかなというふうに思っております。なかなかその契約文書に書いてあるのですよと言われても、そんな中身はそんなところ見るわけでもないの、やはり最低限度の条件というのは知らしめておくべきなものかなというふうに思って今回お聞きいたしたところであります。それでは、その辺しっかりこういう場合は、条件をわかる範囲の中できみ砕いてお知らせしてほしいなというふうに思っております。

では、これで終わります。

委員長（松永裕美君） これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 突然の終幕で私の準備もできておりませんでした。私のほうは、大体午前中ほとんどいいところは聞いておりましたので、ささいなことを聞きたいと思います。

15ページの公園費、午前中も出ました。17公有財産購入費ということで、やっとこの公園の一部が今回取得できた。去年までは、毎年買ったほうがいいのではないのかと、借りているよりはとずっと言い続けてきましたが、念願かなってめでたいというか、やっと町有地になったということ聞いております。先ほどの質問の補足質問になりますけれども、これ三十何年、たしか40年近くなるのではないのかなと思う。

（「37年」の声あり）

10番（土門治明君） 何かちょっとよく聞こえないのですが、三十何年と。先ほどの1年、15ページだが、年の契約が平米26万4,000円毎年払ってきたわけですよ。これのトータルすると、950万円ほど今まで借り賃を払ってきて、やっと今度440万円で買うと。これは、借り賃のほうの倍もしていたわけです。これ、何で去年まであんなに売られないと言っていたものが急に今度これ売りたいと。これは、一応向こうのほうからことしオーケーが出たということなのでしょうけれども、その辺の事情はどうなのでしょう。

これ、今までの借り賃も含めた換算したこの購買、購入費とかさまざまあると思うのですけれども、何でもっと早く買えなかったのかなと思います。まず、その辺の何でことしそういう気持ちになったのかというのは。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 吹浦児童公園のあの敷地については、十五、六年前にも1遍売ってもらえませんか、議会でもそういう話題になったことがございましたが、地権者の了解が得られず、また今日まで至ってきたということです。

おとしですか、吹浦の児童公園に遊具の整備をしてもらえませんかというお話が地区から出た経過がございました。そのとき私は、借地に永久構造物みたいな遊具をコンクリートでつくってしまうということは、やっぱり町の行政としては大変な後々までまた地代払うということも、それからよそ様の所有物の上に町の財産をつくるということ自体は、少し考えなくてはならないのではないかというお話をし、実は吹浦地区からの要望を土地を求めるまで何とか公園の整備を延期してもらえませんかというお願いをしたところでありました。まさに、町も努力しましたけれども、地元の皆さんからもいっぱい働きかけをしていただいたその結果として、やっと譲っていただけたということになったと思います。

確かにこれまでの払った金額を買うの倍もするではないかと、簡単に言えますけれども、それはやっぱりご理解をいただければ、だけれども、もともとつくるときから借りるという契約で町が始めたものですから、なかなかそのご理解を得られなかったということです。一番いい例が町の町民体育館です。1反歩9俵分で何十年も借りましたけれども、それよりももっとも高いお金で何十年かした後に町が購入させていただいたという経緯もあります。なるべくできる限りは借りるという形でなくて、しっかり町有地にしてから児童公園の整備、お約束をしていましたので、吹浦の児童公園の整備につきましては、地域の皆さんの声等聞きながらしっかり進めてまいりたいと思っています。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。遊具の関係で地元の人から、所有者がまずおりたというようなお話でした。町としても、作戦だったのかなというような、いい作戦だと思いますので、でも遊具つくっても、例えば借地につくっても問題あるときは取ればいいのだから、別にそれは理屈にはちょっとならないのかなとは思いますが。今のこの民間活力のアパート賃貸もそうですし、そういうことは別に余り強調しなくてもいいのかなとは思いますが、まずとにかくおめでとうございましたと申し上げます。

それから、16ページに先ほどもこれも事務局費で、これが扶助費で49万1,000円、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費ということで、これは18人のふえた補正だということの説明でございました。大体毎年87人ぐらいで推移してきたのかなと思いますが、こしは18人もふえたと、105人。ちょっとふえたかなという感じをしました。そして、これは途中で教育……こっち見ねばならない。そうでした。ちょっと方向間違えました。それで、この手続は、年度当初ではなくて途中で、先ほど生活保護の方は、当然文句なしに学校のほうで手続はしてくれるのでしようけれども、準要保護児童の場合、途中でその収入がなくなったと、親の場合、またはしくは減ったと。減ってこれの基準に該当したというような場合、やはり学校ではわからないわけですから、この18人の場合は学校のほうから今手続されてふえたのか。本人の申請があつてふえたのか、その辺のことからまずお聞きします。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

児童生徒のいわゆる家庭事情の変化によりまして、生活困窮になったというそういう変化のもとに申請をいただいたということですが、およそその一番最初の窓口としましては、やはりその給食費の納入が困難であるといったような、そういった学校への納入金が納めるのが大変だというふうなことでのご相談が一番多いというふう聞いております。そういった相談を受けた場合に、学校としてはこういった

制度がありますというふうなご紹介をさせていただいて、それをもとに教育委員会に申請をいただくというふうな形にとっております。

かつては、地区の担当民生委員の方のご意見も必須というふうなこともありましたが、現在は民生委員のご意見については必要に応じて伺うというふうなことにしているところでございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） それで、その準要保護児童のこの書類、調書というのを見ますと、総所得金額で382万3,127円で、社会保険料を引いて月給で月26万1,544円、こうなっていますよね。これがぎりぎりのラインでなっています。26万1,000円。月給25万円、手取り25万円だと準要保護になるというようなことだと思うのですが、月給この場合は子供2人いてお母さんが働いていない、収入ないと。お父さんの場合だけの26万1,000円だと。そういう家庭の場合は、これに当てはまるということなのです。すると、私はこれ意外と26万1,000円あったら、給食費というのは払えるのではないかなと若干思ったのです。

というのは、今職業的に第1次産業の農業のいろいろの税金の申告とかで調べてみますと、月26万1,500円と、なかなかこれを上回る人というのはいないのです、農家の場合。ほかの場合もありますけれども、ですからこれはこの給食費払っているから収入はあるのだというような見方を今されているような答弁でしたけれども、実情はちょっと違うのではないのかなと。無理して払っているのだという家庭が結構あるのではないのか。この要綱をきちんとそこの父兄のほうに出したら、もっとふえたら困りますけれども、年間700万円から800万円も出ているようですので、困りますが、これはたまたま払わない人が手続をとってくただけで、無理して払っている人もいないのではないのかなと考えられますけれども、ですから払っている方にもこういうものがありますよというような周知というのは必要ではないのかなと思います。そうしたら、ごぼっとこれも膨らんで困りますけれども、ただそういうところで差別が出て困りますので、もしそういうことあったら、少し何ほか対策立てたりしなければならぬのかなと思います。

それで、この18人途中なのですが、急に失業したとかそういう、そんな感じでふえたというような、原因はそういうところにあるのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

追加認定の10世帯18人につきましては、こういったお示し、お配りをさせていただいた調書の作成をしながら審査をするわけですが、それぞれ家庭事情をお聞きをしたときに、やはり認定が適当であろうというふうなことでの教育委員会の会議での決定をいただいているものでございます。

なお、常任委員会でお配りをさせていただきまして、総務厚生常任委員会にも配付をさせていただいたわけですが、この資料につきましては、毎回お問い合わせ等どの程度の所得であれば該当になるのかというふうな問い合わせもあるということで、最大限一番多いといいますが、この状態ではなりませんというふうなことでの資料として事務局で作成をしているというものでございます。実際申請する方については、例えば一番右側の下のほうに需要額分の収入額ということで、この資料ですと1.29とありますけれども、これが1.0以下であったり、そういった方が実際には多いというふうなことになっているところでございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) ただいまの説明で了解しました。

これが来年もふえるようなことがあつては大変ですので、できるだけ減っていただくことを期待しております、経済状況に左右されるものでありますので。ただ、月給26万円はちょっと高いなと思ったものすから。

(何事か声あり)

10番(土門治明君) ちょっと高いなと思って、ですから算定基準が甘いのかなという感じしました。これはこれでわかりました。

それで、同じ16ページの中学校のまた先ほどの空調、不採択になった部分で各教室においてはFFを更新したというような話でした。ただ、教室だけでなく、体育館とか別のところも何かやったというようなことを聞いたのですけれども、もう少しその辺詳しく、どの辺してこの部分は減額になっているのですが、何ぼかかったのか、実際は。その辺お知らせしてください。

委員長(松永裕美君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) お答えをいたします。

FF暖房機につきましては、全体で112台の設置というふうなことでございますけれども、柔剣道場においては、新規で2台設置をしました。これにつきましては、従来なかったわけですが、現在教育課程の変更によりまして、柔道の授業を冬期間行うようになってございます。その関係で、どうしても暖房がなくて寒いというふうなことで、2台では温まるかということではございませんけれども、少しは温かくなるというふうなことで、児童の苦痛を少しでも和らげると、そういった意味合いで設置をしました。従来は、ジェットヒーターをたいてというふうなことでありますけれども、移動の手間等があるというふうなことで、学校から要望があつて、それを設置をさせていただいたというふうなことであります。

そのほかに、ランチルームです。1階のランチルームにつきましては、従来はこれまでは床暖房とパネルヒーターでございました。ただ、どうしても効率が悪いということで、パネルヒーターのかわりにここもFF暖房機を4台でしたかつけたところがございますし、その2階部分になります図書室についても、従来は床暖房だけというふうなことでしたが、やっぱり寒いというふうなことで、そこもFFヒーターを新設をしたということで、その3カ所について新たに設置をしたというふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 台数につきましてはわかりました。

これで、トータル何ぼというのはちょっと聞こえなかったのですが。

委員長(松永裕美君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) 工事費につきましては、全体の工事費で3,832万9,000円となっております。その新設の部分が幾らかというふうなことでいきますと、全体の工事費の中で設置をしておりますので、抜き出しは今この時点ではできかねますので、大変申しわけありませんが、この全体金額のところでご了解いただければというふうに思っております。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) わかりました。3,800万円何がしの経費がかつたということで、この数字見ると減額だけしか見えないものすから、かなりかかりましたねという感じはしました。大規模にやったのか。

庁舎で1,100万円ですから、これはすごいなと。快適な冬になるのではないのかなと思います。

17ページの図書館費の修繕料と施設補修工事費、これ図書館のどこのところを工事かかるのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

図書館の1階部分の南側です。中庭に面したところに観音開きのドアがございます。ふだんは閉じたままということで、非常口というふうなことで消防法上も設置をしておかなければならないドアになります。そのドアについて、経年劣化による開閉不良、開かないというふうなことから、非常ドアの機能をなさないというふうなことで改修をするというものです。

あわせて、その両開きなものですから、どうしてもドアの周囲といいますか、上下、両脇もそうですけれども、すき間ができてしまうということで、特に冬期間すきま風が入って大変寒いというふうなこともありました。そのために、両開きではなくて外側への開きだけというふうなことで改修をしながら、そういったすきま風の対策にもしていきたいというふうなことで改修費でございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 非常口だということで、建ててから何年だったか、これ。

（「24年です」の声あり）

10番（土門治明君） 24年、そうですか。もちろんこれからだとガラスも二重のやつになるのか、どのような暖房効果もかなり兼ねたような非常口の扉になるのか、安いやつなのか、高いのか、どのレベルのやつなのか、わかれば教えてください。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

余り高級ではない、通常の仕様というふうに認識しております。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 余り、普通のやつだということで、この非常口も時々あけるということをしなかった。24年間ずっとあけなかったということなのですか。これ、あけて油差しておけば、あくわけなのです。あくだけならそれでオーケーははず。これ今まで管理ちょっと怠っているところという意味、感じ受けます。ですから、今度やったらやっぱり定期的に、何ぼ非常口でもちゃんとあくのか。あかない非常口だったらだめだから、その辺を管理これからしっかりしてもらいたいなと。今度図書館、役場直営ではなくなったのですけれども、そのように伝えていただければと思います。この件についてはわかりました。

それで、午前中しゃべっていないのが文化財保護費の17ページで、17ページの文化財保護費、賃金7から8、11、13、15、18とぼっとあります。この中で、大きいのが90万円の廃棄物処理委託料と、そして施設整備工事費、遺跡用備品購入費となっておりますが、具体的にこれの説明をお願いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

全部か。

（「全部」の声あり）

教育委員会教育課長（高橋 務君） 全部。賃金につきましては不用額と、遺物整理等のための雇い上げということでの賃金でございますけれども、不用額になってございます。国庫補助分になります。

それから、報償費36万円につきましては、ゆげ学講座、埋文関係が2回、それから文化財活用指導謝礼としての3回、こういった費用、それから文化財保存活用の協力謝金ということで、このたび史跡指定を追加指定を受けました龍頭寺の説明看板のためのイラスト作成謝礼、こういったものを予定してございます。

印刷製本費40万円につきましては、先日実施をしました11月26日のシンポジウムの報告書を印刷をしたということでの補正であります。委託料90万円につきましては2点ありまして、1つはレプリカ等作成委託料についての減額60万円、これは既に契約をしまして、完成をしたということでの減額の60万円で、増額の分について、旧西遊佐小学校での備品等の廃棄処理150万円の委託料というふうなことであります。この廃棄の委託料については、埋蔵文化財整理室ということで移転をしましたが、現在まだ備品等があって収納できないという部屋がございます。それらの部屋について廃棄物、不要なものについて廃棄をさせていただきながら、来年度に棚を設置をして収納スペースとしていきたいというふうなことでございます。

あと、工事請負費11万7,000円につきましては、語り部の館のエアコンの交換工事でございます。

備品購入費20万円につきましては、展示用のパネルボード、これを3点購入をさせていただきたいというふうなことでございます。

これらの中で、国庫補助事業について、不用額、それから追加の分ということで調整をしながら、国庫補助のいわゆる申請金額について変更出ないようなことでの調整もしてございます。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 時間も時間ですので、締めたいと思います。

課長の説明わかりました。これがエアコン、語り部だったと。それで、主に小山崎遺跡の部分の補正なっておりますので、小山崎遺跡も歴代課長が、そして教育長も来年こそはなるのだと。国指定になると言ってきて、今度は全然来年なるとはことしは言わないというような状況ですので、ここはもう諦めたのか、無理なのか。もうこの辺でそろそろ本当のところを教育長のほうから一言いただいて、質問終わります。

委員長（松永裕美君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） たしか同様の質問を前回の一般質問が予算関連の質問でもいただいたと思います。同じ答弁であります。決して諦めてはおりませんけれども、例えば11月26日はシンポジウムを開催しまして、もうあそこ遊楽里のホール満杯でしたけれども、関心が高まっておりますので、やはり活用に向けてもっともっと情報発信をして足場を整えて向かおうということで、担当の渋谷がこれから県の埋蔵文化財担当と文化庁のほうにどのような段取りをして、どういう次に向けて進めていく手順はどうでしょうかということでお伺いになるというような、そういう流れも今進めておりますので、少し焦らないでお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。諦めてはおりません。

委員長（松永裕美君） これで10番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(松永裕美君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(松永裕美君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)、議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)、議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後3時12分)

休

憩

委員長(松永裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時35分)

委員長(松永裕美君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) 報告書案文を朗読。

委員長(松永裕美君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後3時38分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成28年12月9日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会委員長 松 永 裕 美